

東京都多文化共生推進指針

Tokyo Intercultural Promotion Guideline

世界をリードするグローバル都市へ

2016年2月



東京都

「東京都多文化共生推進指針」の策定にあたって

現在東京には、様々な民族・宗教・文化的背景を持った外国人が暮らしており、2016年1月現在でその数は約45万人となっています。また、2015年に日本を訪れた外国の方は、年間約1,974万人と、過去最高を記録しています。2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、今後も東京で暮らす、東京を訪れる外国人の方はますます増加していくことが予想されます。

都は昨年12月に、「2020年に向けた東京都の取組—大会後のレガシーを見据えて—」を策定しました。ここでは、大会後に価値あるレガシーを遺し、東京で暮らす全ての人々が幸せを実感できる都市をつくりあげていくため、ハード・ソフト両面からの様々な取組を掲げています。

外国人も含め、東京で暮らす全ての人々が、安心して生活し、かつその能力を最大限に発揮できる環境を整えることは、東京がこれからも持続的な発展を遂げ、世界をリードするグローバル都市であり続けるために必要な条件です。

日本には、外国から様々な文化を受け入れ、そして多様な価値観を持つ人達を尊重し、お互いに助け合って生活してきた歴史があります。

こうした伝統や文化をますます発展させ、外国人と日本人が共に暮らし、共に活躍できる都市をつくることは、グローバル都市・東京のプレゼンスを高めていくことにつながると思っています。

これまで、東京都の多文化共生のための取組は「日本人と外国人が共に生活する」ということを主眼に、外国人に対する生活支援型の施策を中心に展開してきました。

そして今、東京は、外国人の急速な増加やオリンピック・パラリンピックの開催など、新たなステージを迎えています。今後は、これまでの考え方を発展させ、例えば外資系企業で働く人材や留学生をはじめとした全ての外国人が、日本人と共に参加・活躍できる、より積極的な考え方に立った多文化共生社会を構築していくことが求められています。

こうしたことから、新たなステージに対応した、参加・活躍型の「東京都多文化共生推進指針」を策定し、東京ならではの多文化共生を推進し、誰もが幸せを実感できる「世界一のグローバル都市・東京」の実現に向け、都民の皆様と力を合わせ、着実に取組を進めて参ります。

2016年2月

東京都知事



目 次

1 指針策定の趣旨・背景	1
(1) 指針策定の趣旨	1
(2) 指針策定の背景	3
2 多文化共生社会実現に向けた現状と課題	7
(1) 東京で暮らす外国人の状況	7
(2) 多文化共生推進における現状と課題	15
3 世界をリードするグローバル都市実現のための「多文化共生推進指針」	25
(1) 基本目標	25
(2) 施策目標	26
(3) 施策の体系	28
(4) 多文化共生社会を実現するための各主体の役割	35
資料編	39

1 指針策定の趣旨・背景

(1) 指針策定の趣旨

東京は日本の首都として、政治・経済・教育・文化などの機能が集積している一方、大都市でありながら治安が大変良く、街は清潔に保たれており、高い水準の公共交通ネットワークや充実した生活関連施設、更に多摩地域や島しょの豊かな自然など、多彩な魅力に溢れている。

現在、都はロンドン・パリ・ニューヨークなど、世界のグローバル都市と肩を並べ、経済・文化等あらゆる分野で優れた都市環境を整え、かつ東京に暮らして良かったと言える社会の実現に向けた取組を進めている。

4年後の2020年には、東京で2度目のオリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。前回1964年の大会においては、東京を中心に新幹線や高速道路などの急速なインフラ整備が進み、戦後日本の目覚ましい復興・発展を世界にアピールした。

都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、また、大会後のレガシーとして、

「誰もが幸せを実感でき、誰もが住み続けたい、世界一のグローバル都市」
の実現を目標として掲げている。

東京が世界をリードするグローバル都市として更に発展していくためには、東京で暮らし、働く全ての人々がその能力を最大限に発揮できる環境を整備することが必要である。

現在、東京には約45万人の外国人が暮らし、総人口に占める割合は約3.3%となっており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、その数は更に増加することが予想される。

今後、東京が持続的に発展していくためには、こうした外国人が日本人と共にグローバル都市・東京の一員として活躍することが必要不可欠である。

そのために、地域において共に生活することを主眼に置いていた従来の多文化共生の考え方を発展させ、外国人と日本人が共に東京の発展に向けて参加・活躍する新たな

考え方の多文化共生社会を実現し、都市としてのプレゼンスを高め、より多くの優れた人材が集う都市となることが求められる。

そこで都は、この新たな考え方に立った多文化共生推進指針を策定し、多文化共生推進のための基本的な考え方と、施策の方向性について示すこととした。

今後、多文化共生のための施策を進めるに当たっての基本目標として、

「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」

を掲げる。

これらの施策の推進には、住民への行政サービスを直接提供する区市町村をはじめ、国、NPO 等外国人支援団体（以下「外国人支援団体」という。）等の多様な主体が、それぞれの役割を果たすことができるよう、広域自治体である東京都が中心となり相互に連携を図ることが重要である。

そのため、本指針では全ての主体が連携・協働して、東京が目指す世界一のグローバル都市の実現に向けた多文化共生を推進する上で、具体的な取組に活用可能なものをできる限り取り入れた。

なお、指針の策定に当たって、都内の在住外国人に対する取組の現状や課題、東京の特性を踏まえた方向性などについて専門的な立場からの助言を得るため、2015 年 7 月に多文化共生推進検討委員会を設置し、施策展開に資する提言をいただいている。
※諮問事項「多文化共生推進のための指針について」

(2) 指針策定の背景

① 多文化共生をめぐる国・自治体の動向

日本で暮らす外国人は2015年6月末時点で217万人を超えており、人口に占める割合は1.7%となっている。外国人人口は2011年の東日本大震災直後、一時的に減少したものの、30年前の1985年と比較して2.5倍となっており、長期的にみて増加している。

日本における在住外国人の構成をみると、1970年代までは戦前から日本に住んでいる在日韓国・朝鮮人とその子孫が中心であり、一部の自治体では公営住宅への入居や児童手当の支給等の支援が行われてきた。

その後1980年代からはニューカマーと呼ばれるアジアを中心とした外国人が増加し、地方公共団体を中心として、外国人を受け入れ、交流を推進する地域国際化の視点での取組が進められ、外国語による情報提供や相談窓口の設置などが行われた。

2000年代以降、経済・社会のグローバル化の一層の進展によって、人の国際移動はますます活発になった。そのため、外国人と日本人が共に国籍や民族などの違いによる文化的差異を認め合い、地域社会の構成員となる、多文化共生の視点に立った施策を導入することが必要となった。

こうした経緯を踏まえて、総務省は2006年に「地域における多文化共生※推進プラン」を策定し、各自治体における多文化共生の推進を促してきた。

(国のこれまでの施策については「資料編 P46～P49」を参照)

※地域における多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

また、出入国管理を所管する法務省は、2015年に第5次出入国管理基本計画を策定し、経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れや在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与といった施策の方針を打ち出している。

この中では、安全・安心な社会の実現に向け、テロリスト等の入国を確実に阻止するための水際対策及び警察等捜査機関と連携した不法滞在者対策等の推進も盛り込まれている。

② 東京におけるこれまでの取組

ア 区市町村

区市町村における多文化共生の取組は、これまで在住外国人が多い自治体を中心に、地域の実情を踏まえ、日本語教育に関する支援や多言語による行政情報の提供、生活相談の実施、ボランティアの登録・派遣、交流イベントの開催等の事業が実施されてきた。

イ 国際交流協会・外国人支援団体

都内には区市と連携して国際交流・多文化共生を推進している国際交流協会が20 団体あり、また外国人支援を行う外国人支援団体が約 250 団体ある。これらの団体は、主に日本語教室や子供の学習支援、ボランティアの育成、国際交流サロンの開催等、地域に密着した活動を行っている。

ウ 東京都

都は広域自治体として、区市町村や国際交流協会・外国人支援団体等各団体間の情報共有やネットワーク構築のための取組を進めてきた。

外国人に対する情報提供としては、東京都公式ホームページにおける外国語ページの設置と都政情報の提供や、東京都国際交流委員会[※]を通じた生活に関する多言語情報の提供、外国語対応ができる医療機関の紹介等を行っている。

外国人のための相談体制としては、労働相談や外国人児童・生徒への相談の実施、防災のための取組としては、外国人に対する防災知識の提供や防災訓練の開催等を行っている。

(都のこれまでの主な施策については「資料編 P40～P42」を参照)

※東京都国際交流委員会：地域の国際交流の中核となる民間組織として、総務省から認定を受けた団体

以上のように、区市町村・民間団体・東京都が、在住外国人に対して様々な取組を実施してきたが、これらは外国人を福祉的観点から支援を行う対象として捉えた取組が中心となっている。

③ 東京の人口

東京の人口は、2020年の1,336万人をピークに減少に転じると予想されている。

地域別にみると、区部は2020年、多摩・島しょ地域は区部より早く2015年にピークを迎える。

今後、東京においても少子化による労働力人口の減少とともに経済規模が縮小し、都市としての活力の低下や経済活動の停滞、社会保障費の負担の増大などが懸念される。

一方、東京の外国人人口は増加傾向にあり、2016年1月現在、約45万人を数える。総人口に占める割合も約3.3%であり、外国人人口は全国で最も多く、また住民に占める外国人の割合も全国で最も高い。

特に、東京には優れた技術を持つ企業や、大学・研究機関が集積しており、外国人高度人材^{※1}やその家族、外国人留学生が全国で最も多いことが特徴である。

また、東京の在住外国人の国籍は2016年1月現在179か国であり、様々な国籍、民族、文化的背景を持つ人々が暮らしている。

さらに、国際結婚の家族も多いことから、日本国籍を持っているが外国にルーツを持つ子供^{※2}なども存在する。

※1 高度人材：専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人労働者

(研究職、S E、営業・経理・マーケティング・企画等の事務職、経営者、法律・会計業務等)

※2 外国にルーツを持つ子供：両親あるいは両親のどちらかが外国籍の子供で、その中には日本国籍の子供も含まれる。

④ 世界をリードするグローバル都市・東京の実現

現在国においては、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国家戦略特別区域法を制定し、様々な事業が認定されている。

都はこの特区制度を活用し、外国企業の誘致や人材の受入れを推進して「国際金融センター構想」を実現し、ニューヨークやロンドンと並ぶ国際金融センターとなることを目指している。

また、災害に強い都市とするため、耐震化や不燃化を進め、自助・共助の取組を一層進めることなどにより、安全で安心して暮らせる都市づくりを行っている。

さらに、「おもてなし」の心で世界中から訪れる人々を歓迎する、国際観光都市東京の実現を目指し、Wi-Fi 接続環境の整備や多言語案内の充実、観光ボランティアの育

成などハード・ソフト両面からの基盤整備を推進している。

芸術文化面においても、あらゆる人が創造活動を展開するとともに、多くの人々が気軽に芸術文化イベントに触れられるよう、文化の魅力あふれる東京の実現に向けた取組を進めている。

こうした東京が目指す世界一の都市の実現に向けては、総務省が示した方針に基づく「地域における多文化共生推進プラン」を更に進化させ、国籍や民族等にかかわらず、誰もが参加し活躍できる社会づくりが必要不可欠である。そのためには新たなステージに立つ多文化共生の考え方にに基づき、施策を展開していくことが必要である。

2 多文化共生社会実現に向けた現状と課題

(1) 東京で暮らす外国人の状況

① 外国人人口

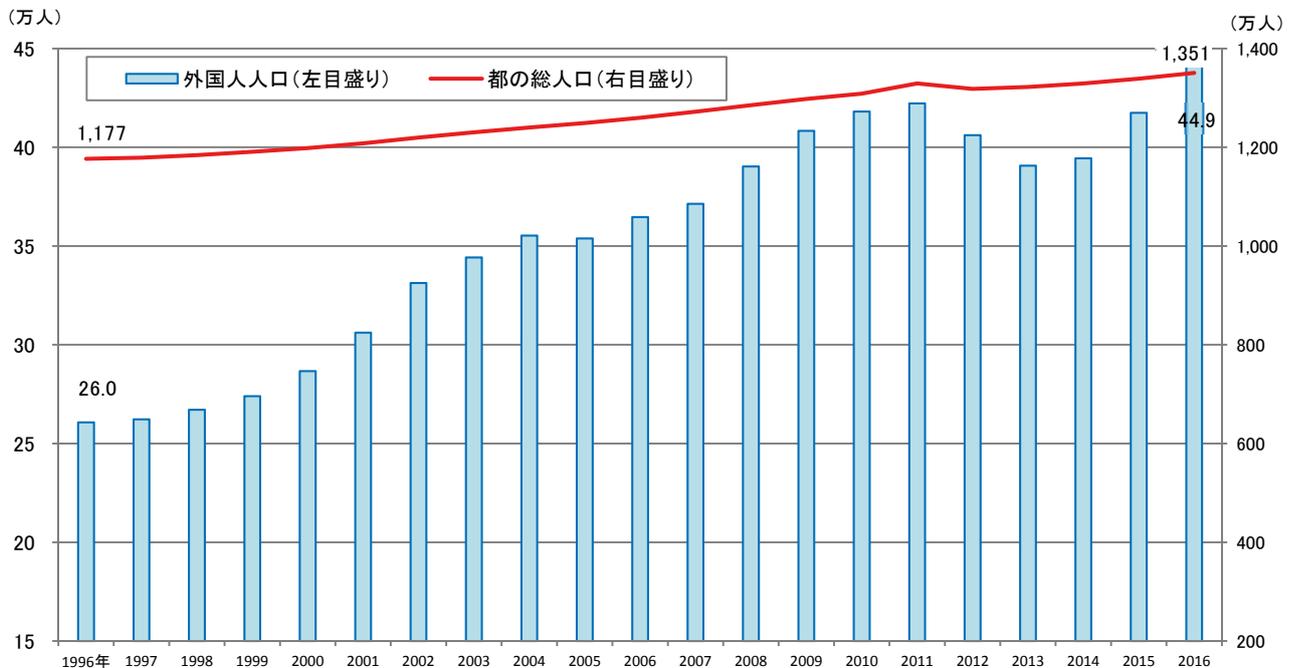
ア 外国人人口の推移と割合

東京の外国人[※]人口は2016年1月現在で約45万人であり、2011年の東日本大震災以降、一時的に減少したものの、2014年から再び増加に転じている。東京の総人口が20年前と比較して約15%増加しているのに対し、外国人人口は20年前と比較して約70%増加しており、過去最高となっている。【図1】

外国人人口は全国で東京が最も多く、総人口に占める外国人割合も全国で最も高い。全国の外国人のうち約20%が東京で暮らしており、以下、大阪、愛知、神奈川県、埼玉と続いている。【図2・3】

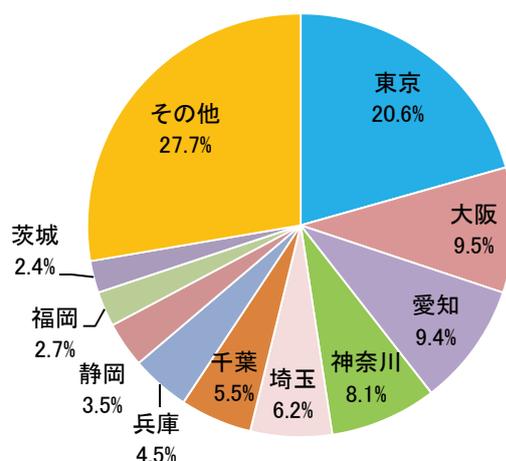
※ 適法に3か月を超えて在留し、住民基本台帳に登録している外国人

図1 都の総人口と外国人人口の推移



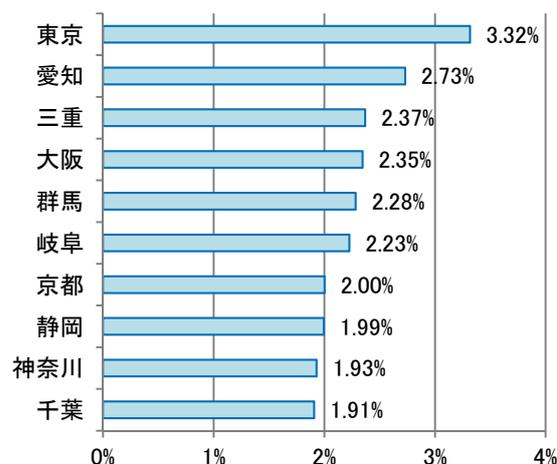
東京都総務局「東京都の人口」
※各年1月1日現在

図2 在住外国人数の都道府県別割合
(2015年6月現在)



法務省「在留外国人統計」

図3 総人口に占める在住外国人の割合
(2015年6月現在)



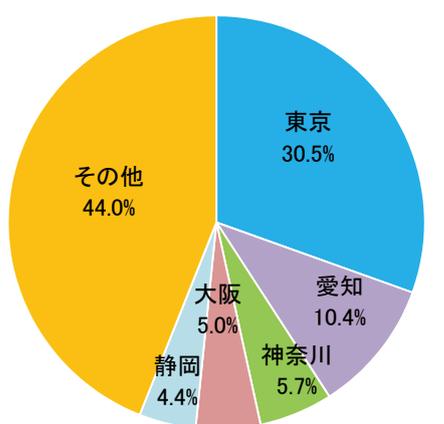
法務省「在留外国人統計」及び
各都道府県人口推計より作成

イ 外国人労働者数

都道府県別外国人労働者数は、東京が全国の30.5%を占め最も高い。【図4】

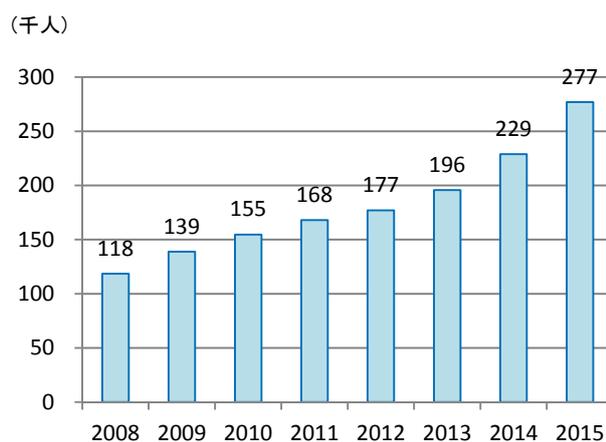
また、東京における外国人労働者数は一貫して増加しており、2015年には27万7千人となり、2008年の2.3倍になった。【図5】

図4 都道府県別外国人労働者割合
(2015年10月現在)



厚生労働省
「外国人雇用状況の届出状況」

図5 東京都における外国人労働者数の推移



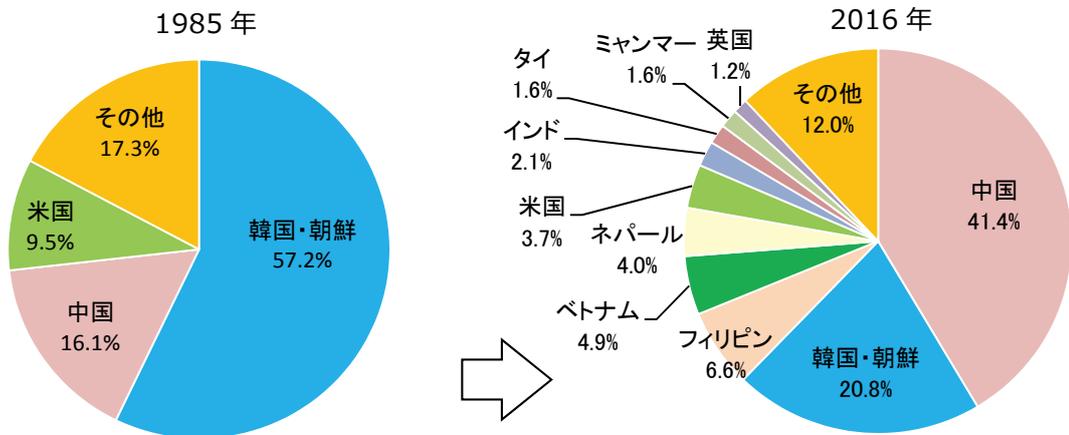
厚生労働省
「外国人雇用状況の届出状況」
※各年10月末現在

② 国籍

東京における在住外国人の国籍をみると、約30年前は韓国・朝鮮籍が57%と過半数を占め、次に中国籍、米国籍の順であった。しかし、現在は中国籍が最も多く、韓国・朝鮮籍、フィリピン国籍と続く。【図6】

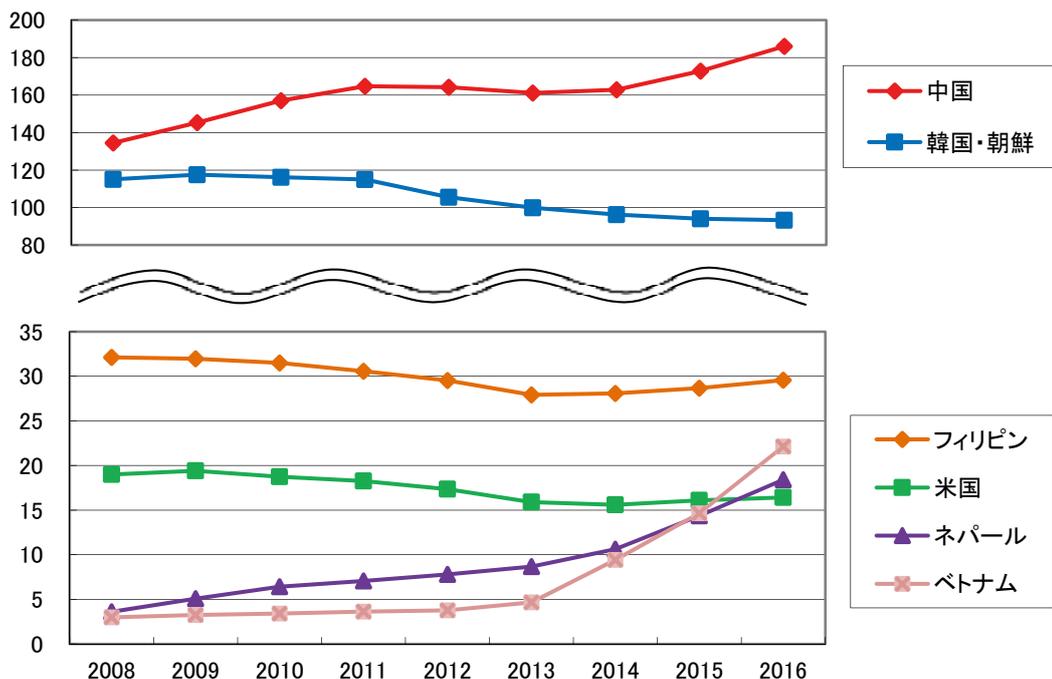
近年はベトナム国籍やネパール国籍が増加し、多国籍化がますます進んでおり、2016年1月1日現在、179の国籍の外国人が住んでおり、東京には多様な文化や価値観等を有する人々が集っていると言える。【図7】

図6 国籍別在住外国人の割合(東京都)



東京都総務局「外国人人口」

図7 国籍別外国人人口の推移(上位6か国)



東京都総務局「外国人人口」

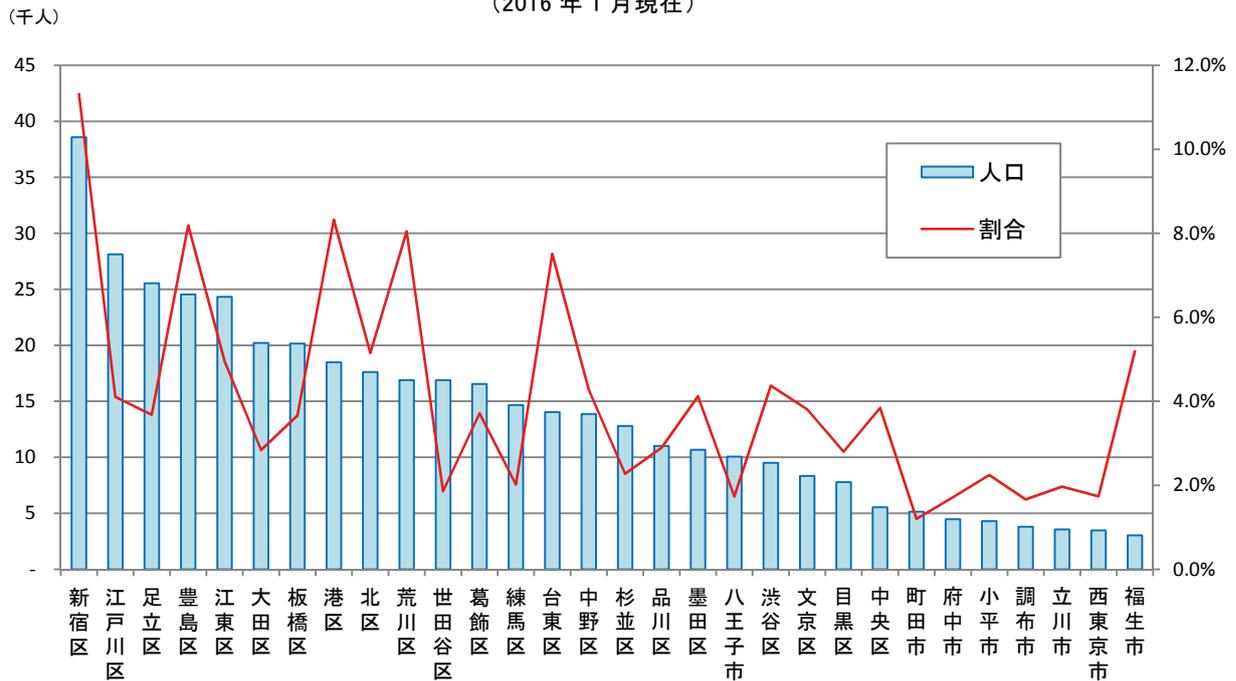
③ 区市町村別の外国人人口及び割合

外国人人口を区市町村別にみると、新宿区が飛びぬけて多く、次いで江戸川区、足立区の順になっている。外国人人口の住民に占める割合は、第1位の新宿区では10%以上を占め、次に大使館や外資系企業が集積する港区が約8%で続いている。江戸川区や足立区は外国人人口が多いものの、区の人口も多いことから、住民に占める外国人の割合がそれほど高くない。区部と市部で比較すると、外国人人口及び住民に占める外国人の割合は共に、区部が多くなっている。【図8】

国籍をみると、中国籍、韓国・朝鮮籍の外国人は新宿区が最も多い。ベトナム・ネパール国籍も、新宿区やその隣接区である豊島区に集中している。また、フィリピン国籍は足立区、インド国籍は江戸川区が最も多い。【表1】

このように国籍ごとに住む地域が分散しているなど、区市町村によって在住外国人の状況は異なっていることが分かる。

図8 東京都内区市町村別外国人人口・割合(上位30位)
(2016年1月現在)



東京都総務局
「東京都の人口(推計)」
「外国人人口」

表 1 東京都内区市町村別国籍別外国人人口(上位3位)
(2016年1月現在)

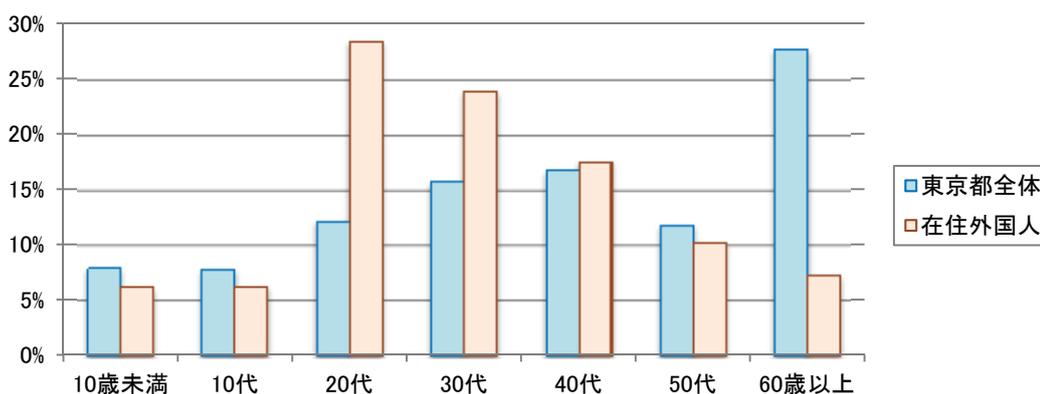
	国籍	第1位	第2位	第3位
1	中国	新宿区 14,069人	江戸川区 13,227人	江東区 12,548人
2	韓国・朝鮮	新宿区 10,142人	足立区 7,784人	荒川区 5,686人
3	フィリピン	足立区 3,372人	江戸川区 2,484人	大田区 2,257人
4	ベトナム	新宿区 3,186人	豊島区 2,575人	江戸川区 1,367人
5	ネパール	新宿区 2,869人	豊島区 2,340人	大田区 1,620人
6	米国	港区 3,231人	世田谷区 1,359人	渋谷区 1,294人
7	インド	江戸川区 2,840人	江東区 1,606人	台東区 655人
8	タイ	新宿区 712人	江戸川区 460人	大田区 408人
9	ミャンマー	新宿区 1,686人	豊島区 1,425人	北区 778人
10	英国	港区 771人	世田谷区 648人	渋谷区 619人

東京都総務局「外国人人口」

④ 年齢構成

東京の人口は、2015年には60歳以上が25%を超えており、約4人に1人が高齢者である。一方で、在住外国人は20代が最も多く、次に30代、40代の順となっており、20代・30代で50%を超え、若年層中心の年齢構成となっている。【図9】

図9 都人口・都内外国人人口の年齢別構成
(2015年1月現在)



東京都総務局
「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

⑤ 在留資格から見た東京の特徴

東京には多くの企業や教育機関が立地しているため、在留資格別の割合で見ると、全国に比べ技術・人文知識・国際業務など、いわゆる高度人材と留学生の比率が高い。

【図 10・表 2】

高度人材は2008年以降一貫して増加しており、また、留学生は2011年の東日本大震災後、一時的に減少したが、現在は再び増加している。【図 11】

全国に占める割合は、高度人材が51%、留学生が約35.6%と共に全国1位である。【図 12】

図 10 在留資格別割合
(2015年6月)

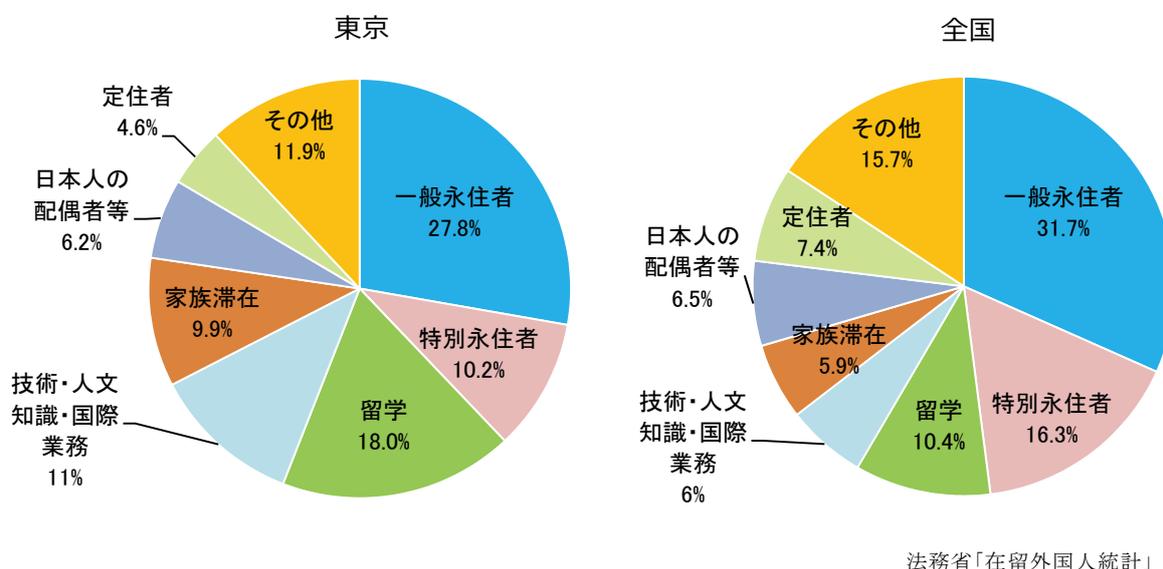
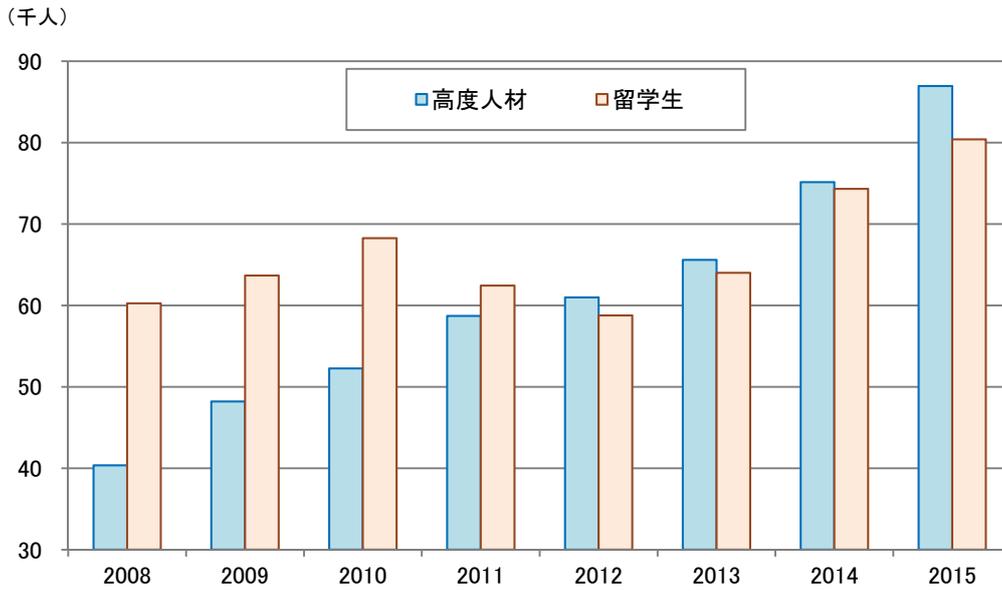


表 2 企業数等の全国に占める割合

	東京都	全国に占める割合	(調査年度)
会社企業数	259,771社	15.2%	(2012年)
資本金10億円以上企業数	2,748社	46.1%	(2012年)
外資系企業数	2,376社	76.5%	(2014年)
大学数	139校	17.8%	(2014年)

東京都産業労働局
「グラフィック東京の産業と雇用就業」

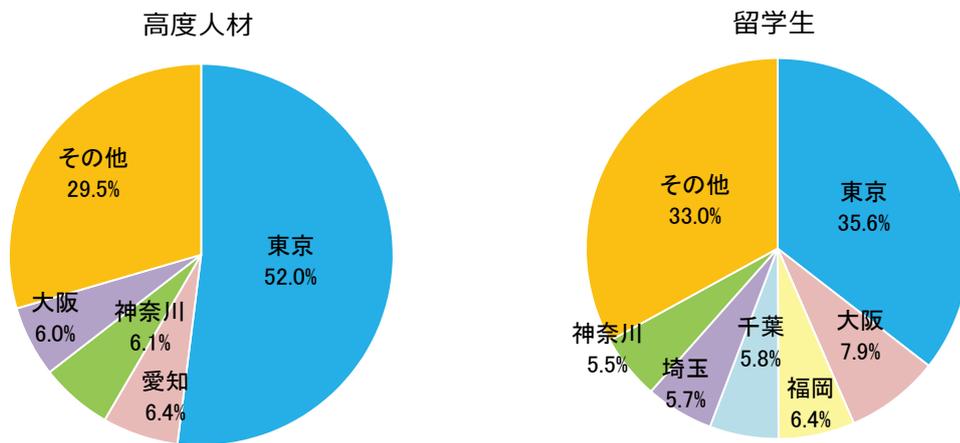
図 11 高度人材・留学生の推移(東京)



※高度人材: 専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人労働者
(研究職、SE、営業・経理等の事務職、経営者、法律・会計業務等)

高度人材は毎年 10 月末現在の数(厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」より)
留学生は毎年 12 月末現在の数(ただし 2015 年は 6 月末現在の数。法務省「在留外国人統計」より)

図 12 高度人材・留学生の都道府県別割合



厚生労働省
「外国人雇用状況の届出状況(2015年10月末現在)」

法務省
「在留外国人統計(2015年6月末現在)」

⑥ 外国人の状況のまとめ

東京は、全国で最も多くの外国人が居住しており、労働者数においても全国で最も多い。また、居住者の国籍も 179 か国にわたり、様々な国籍の人が様々な地域で暮らしている。

中国、韓国・朝鮮、ベトナム、ネパール、タイ、ミャンマー国籍の人は、新宿区に多く、米国、英国籍の人は港区に多い。また、フィリピン国籍の人は足立区、インド国籍の人は江戸川区に多いなど、地域によっても様々な状況がみとれる。

外国人は区部に居住する割合が高く、市部では大学が集積する八王子市に多く居住しているなど、地域による特徴がある。

年齢で見ると、東京全体の人口では少子高齢化が進んでおり、60 歳以上が 25%を超えているが、在住外国人の割合では 20 代が 25%を超えて最も多く、以下 30 代・40 代と続いている。

在留資格別の割合で見ると、一般永住者が 1 位になっており、在住外国人の定住化が進んでいる状況は全国と同様だが、外資系を含めた企業や大学などの教育機関が集積していることから、技術・人文知識・国際業務などいわゆる高度人材と留学生の比率が全国に比べ高くなっている。

これらのことから、文化的にも経済的にも様々な背景を持った外国人が、様々な地域で暮らしていることがわかる。また、比較的短期間居住する人が多くいる一方で、定住する人も増えており、それぞれの外国人の状況によって働き、学び、暮らすためのニーズは異なる。

今後、外国人の定住化が進む中で、より一層地域を構成する一員としての位置付けが大きくなるものと考えられ、東京において多文化共生を実現するためには、外国人に対する活躍支援と生活支援、日本人と外国人との相互理解の促進を総合的に展開する必要があるといえる。

(2) 多文化共生推進における現状と課題

都が目指すグローバル都市の実現に向けた多文化共生を推進するに当たり、外国人の実情に即した検討を行うため、2015年7月に、学識経験者・外国人支援に携わるNPO・企業・都内在住の外国人等から構成する多文化共生推進検討委員会を設置した。

また、区市町村・国際交流協会・外国人支援団体・教育機関・企業等に対しアンケートやヒアリングを実施し、それらの結果を踏まえ、委員会において議論を行った上で明らかになった、多文化共生推進における現状と課題を、以下のとおり整理した。

① 外国人の活躍について

東京が、誰もが幸せを実感でき、誰もが住み続けたい都市となるためには、全ての外国人がその能力を最大限発揮し、東京の一員として活躍できる環境を整備することが必要である。この実現に向けては、以下のような現状・課題がある。

※多文化共生推進検討委員会での主な意見

- ・東京に定住する外国人の子供は、日本語支援や教育を適切に受けることにより、グローバル人材となり、東京の発展を支える存在になる。
- ・日本語が話せない子供たちをそのまま放置すると、学校に行けない、就職できないということにつながる。
- ・今後、外国人支援だけでなく、まちづくりへの積極的な関わりについても考えないと、多文化共生というのは進まない。
- ・海外からの赴任や長期勤務で来日する外国人は東京の経済のために貢献してくれている。シンガポールや香港などアジアの他の地域では、外国人の力を活かし、経済活動を盛り上げているところがある。東京でも外国から優秀な人材を受け入れられる体制づくりが必要である。
- ・町会・自治会などの活動に、外国の方も関心を持っていると思うが、現実には加入が進んでいないのが実態である。

ア 子供の育成と能力の発揮

- 外国籍の子供や外国にルーツを持つ日本国籍の子供の中には、日本語、特に学習に必要な言語の習得が不十分な場合も少なくない。また、義務教育年齢を超えた子供に対する教育機会の提供の在り方という課題もある。

現在、都においては、都立学校における在京外国人生徒募集枠の設定や、区

市町村や区市国際交流協会、外国人支援団体による日本語学習支援など、定住外国人の子供に対する支援が各主体により行われている。

しかし、日本語能力の不足等により、子供たちの一部には、希望していても高校に進学できずとその後の就職も困難になるなど、能力の発揮が阻害されるケースも見受けられる。



◆ 子供に対する支援の充実

定住する外国人の子供たちが日本語を習得し、十分な教育を受けることで、将来東京の一員として、また出身国と日本との懸け橋として様々な分野で活躍することが大いに期待できる。

次の世代を担う子供たちに対して、教育面における多様なニーズに応えるための支援を充実させ、その後の就労につなげるなど、将来に希望を持って生活を送れるような取組の推進が必要である。

イ 企業誘致のための受入体制

- 東京が世界の企業からビジネスに最適な都市として認められ、日本経済の持続的発展を牽引していくため、2011年のアジアヘッドクォーター特区指定以降、都は外国企業の誘致活動を積極的に展開してきた。

具体的には多くの企業誘致実現に向け、現在、「ビジネスコンシェルジュ東京」などにおいて、東京での起業や事業展開を検討している外国企業を対象に、ビジネス全般にわたる相談や必要となる諸手続等の支援にワンストップで対応している。

- 日本に進出した外国企業などで働く外国人ビジネスパーソンは、日本で働くに当たり、家族の生活環境や子供の教育環境などに大きな関心を寄せている。特に、子供の教育には熱心であり、母国と同等の教育環境を求める人も多い。



◆ 外国人ビジネスパーソンに対する支援体制の整備

外国企業が東京に進出する際には、ビジネスに対するサポートに加え、外国から企業が進出する際に必要な諸手続や医療制度等、知っておくべき日本の制度や、子供の教育環境など、ビジネスパーソンが東京で暮らすために有用な情報の提供について、よりきめ細かく総合的にサポートすることが必要である。

ウ 留学生の活躍推進

- 国は、グローバル戦略を展開する一環として、2020年を目途に30万人の外国人留学生の受入れを目指す「留学生30万人計画」を打ち出した。今後、留学生数の増加が期待されるが、独立行政法人日本学生支援機構の調査によると、私費留学生の卒業後の進路希望は「日本において就職希望」が65%であるが、2013年度の留学生全体の進路のうち、日本国内で就職した者は約25%であり、留学生の希望と現実とに乖離がある[※]。

※「2013年度私費外国人留学生生活実態調査」及び「2013年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査」より



◆ 留学生の就業・起業の促進

東京において就業し、活躍する機会を留学生にも広げていくことはもとより、海外展開を進めたいと思っている中小企業等にとっても、留学生は日本と母国を繋ぐ役割を果たす貴重な存在であり、留学生の就業は留学生・企業双方にとってメリットがある。

東京で暮らす留学生が卒業後も東京でより一層活躍できるよう、支援を行っている体制を整える必要がある。

エ 外国人の地域参加

- 外国人も、日本人と同様に地域の構成員である。小学校や中学校に通学している子供を持つ人であれば、PTAなどの活動に参加することもあるが、外国人が多く暮らす地域においても、町会や自治会をはじめとした地域活動に参加する外国人は少ないのが現状である。



◆ 地域活動等への参画促進

住民の高齢化が進む中、日本人の高齢者と外国人住民の割合が高くなる地域もある。そのような地域では、災害が発生した場合、日本人の高齢者と外国人住民が協力して避難等を行わなければならない。

外国人を支援の受け手として捉えるのではなく、外国人が地域の担い手として活躍できるよう、地域活動への参加の機会拡大に取り組むことが必要である。

② 外国人の生活について

東京では、地域で暮らす外国人が安心して生活できるよう、区市町村や国際交流協会、外国人支援団体が中心となり、外国人の生活に関する様々な取組を実施している。外国人の生活に関して、以下のような現状・課題がある。

※多文化共生推進検討委員会での主な意見

- ・医療、福祉、住居など行政における情報の窓口を一元化すると、支援策が生きる。
- ・特に医療、住居、教育、防災に関する情報に関しては、多言語化を進めてもらいたい。
- ・区市町村では外国人向けの生活情報の冊子も多数作成しているところがあるが、実際に外国人の手に渡り、どれくらい活用されているのかが不明である。
- ・外国企業の従業員やその家族が今後ますます増加することが予想されるが、より積極的にバックアップしていく必要があるのではないか。
- ・地域において家族が孤立しないような住環境を整えるなど、海外から来たビジネスパーソンが日本で長期に勤務できるようサポートが必要である。
- ・高度人材の受入れを考えた場合、高度人材の多くは子供の教育に熱心なので、安心して教育を受けられる環境があることは大きなインセンティブになる。

ア 生活面での情報提供

- 外国人が安心して日常生活を送るためには、医療や教育、防災等の情報を取得できる環境が必要である。しかし、都内で暮らす外国人の多国籍化が進む中では、全ての言語に対応することは現実的には難しい状況である。

都が実施したアンケートによると、実際に在住外国人と接する機会の多い国際交流協会においても、7割の団体が現在の課題として「外国人への情報提供方法」を挙げている。

また、外国人支援施策は多く実施されているが、その情報が必ずしも支援を求める外国人に届いていないという声もある。



◆ 安心して日常生活を送るための情報提供

外国人が安心して日常生活を送ることができるよう、行政は医療情報等外国人が必要としている情報について、主要な言語を中心として、できる限り多言語化に取り組むとともに、「やさしい日本語[※]」での情報提供を更に進めていくなど、日本語能力が十分でない外国人に対しても必要な情報が届くよう、効果的な情報発信方法を検討する必要がある。

※やさしい日本語：1995年1月の阪神・淡路大震災では日本語がわからないために、必

要な情報を得ることができなかつた外国人が多くいた。そのため、災害時に外国人が適切な行動がとれるよう、外国人も分かりやすい日本語として考案されたのがやさしい日本語である。

イ より充実した生活を送るためのサポート

- 東京で暮らす外国人の中には、ボランティア活動や地域活動への参加などを通じ、自分が暮らす社会のために貢献したいと思っている人も多いが、外国人が参加しやすい活動メニューが少ないだけでなく、その情報が外国人に届きにくいのが現状である。



- ◆ ボランティア活動等を通じた地域社会への参加支援

外国人がボランティア活動等の社会的活動に参加しやすくなるよう、行政や国際交流協会が中心となって、効果的・効率的に外国人に情報が届くような情報媒体を取り入れる、多言語化を進めるなど、外国人に対する情報提供を充実させることが必要である。

- 日本に進出した外国企業などで働く外国人ビジネスパーソンやその家族は、以前は勤務先企業内や子供の教育環境を通じたコミュニティ内だけで生活している人が多かったが、最近は観光地を訪れるなど日本の文化に触れ、日本での生活をより楽しみたいと考える人が多くなっている。



- ◆ 多様なニーズに応える幅広い支援

安心した日常生活を送るための支援に加え、外国人ビジネスパーソンやその家族がより充実した生活を送ることができるよう、観光・芸術・文化・スポーツなど、生活をより楽しむための多様な情報提供などの充実を図っていく必要がある。

③ 多文化共生に関する意識について

多文化共生社会の実現には、国籍・民族・宗教等の違いによる多様性を、寛容さを持って受け入れる共生意識が必要である。多文化共生に関する意識について、以下のような現状・課題がある。

※多文化共生推進検討委員会での主な意見

- ・住居のトラブルについては、賃貸のシステムの相違が原因であることが多い。外国の方を敬遠する大家さんもいるため、お互いの知識を深める必要がある。
- ・日本人と外国人が、交流を通じて文化や宗教上の違いをお互いに受け入れて、認め合っていくことが大事である。
- ・例えば、ごみの出し方の問題など、文化・習慣の違いにより外国人と日本人との間でトラブルが発生する場面があるが、日本人に対しても多文化共生についての考え方を普及啓発する必要があると感じている。
- ・お互いの違いを受け入れ、日本人と外国人が共に働ける環境をつくることが大切である。
- ・仕事面において外国人と日本人との競合という考え方にならないよう、助け合う意識が重要である。

ア 共生意識・異文化理解

- 例えば住居の件で、退去するときに原状回復は不要であるなど、国によってルールは異なる。外国人の慣習に対する理解不足や外国人という理由で入居を断る事例など、日本人も外国人も双方のルールやマナーを知らないためにトラブルとなるケースが少なくない。一方で、差別や偏見により、特定の民族や国籍の人々を排斥する言動なども発生している。
- 異なる文化を理解するには、実際に触れ合い交流することが有効だが、こうした機会が少ない。都が実施した世論調査でも、外国人と日本人がお互いを尊重するために必要な取組は、「地域社会の活動に外国人の参加を促すなど日本人と外国人の交流の機会を増やしていく」ことだと考えている人が多い。また、交流の場はあっても限定的であったり、交流の場があること自体を知らない人も多いなどの問題もある。

※2014年4月東京都生活文化局「人権に関する世論調査」

「外国人と日本人が互いを尊重し合いながら暮らすために必要な取組」として、『地域社会の活動に外国人の参加を促すなど日本人と外国人との交流の機会を増やしていく』が44%で第2位



◆ 日本人・外国人双方に対する異文化理解の促進

日本人・外国人双方に共生の意識を広げるため、外国の様々な文化・習慣等を都民に対し広く周知するとともに、外国人に対しては、一人の住民として日本の文化・ルールをきちんと理解して生活するための取組を進める必要がある。

また、日本人と外国人が地域で気軽に交流する機会を増やし、その交流が一過性ではなく、より深まり、相互理解につながるような取組を進めていくことが重要である。

さらに、より多くの人々が交流の場を知ることができるよう効果的な情報提供に取り組むことも必要である。

イ グローバル人材の育成

- 東京の発展のためには、日本人もグローバル化する必要がある。また、東京のグローバル企業においては、外国人だけでビジネスができるものではなく、外国人と日本人がビジネスパートナーとして働くことで、大きな成果を挙げることができる。経済活動の面で日本人と外国人を別々に考えるのではなく、共に支え合って共に活躍していくという意識が不可欠である。



◆ 東京を支えるグローバル人材の育成

東京において、日本人と外国人が相互に理解した上で協力し活躍していくためには、その中核となる、世界で通用するグローバル人材を育成することが必要である。

そのためには、学校教育段階から、英語力向上のための学習、海外生活や異文化交流体験、日本の歴史・伝統・文化の理解などを通じ、国際感覚豊かな若者を育成する必要がある。

④ 多文化共生の推進体制について

在住外国人支援については、従前から、都、区市町村、東京都国際交流委員会、国際交流協会等が取組を進めている。

今後、都における新たな多文化共生を推進するためには、体制のあり方について以下のような現状・課題がある。

※多文化共生推進検討委員会での主な意見

- ・民間の団体が、草の根の力として非常に力を発揮していると感じている。
- ・少数言語の通訳・翻訳等、区市町村単独では困難な分野に対し、都が支援をする仕組みがあるとよい。
- ・教育支援については、都と区市町村がより連携して子供のサポートを行うことが必要
- ・施策の推進には、様々な部局が連携して取り組むことが非常に重要
- ・都と区市町村の役割分担について、はっきりと明示していくべき。
- ・多文化共生に関するイベントなどを開催するとき、行政からの発信だけでは世代や関心を持っている集団に限られてしまう。もう少し「草の根」の民間団体と連携して、多様な人々を巻き込んだ教育や啓発の場を設けるべき。

- 都各局、区市町村、国際交流協会、外国人支援団体等はそれぞれ様々な支援事業を行っているが、相互の繋がりが少なく、情報共有も不十分である。
- 日本語学習や多言語による情報提供等のコミュニケーション支援や、労働環境、防災などに関する生活支援は主に区市町村が担っているが、地域によって国籍、人口、在留目的など在住外国人の状況は異なる。地域によって状況に合わせた支援事業を実施していくことが望まれるが、都が実施したアンケートによると、約46%の区市町村が、多文化共生に関する取組が「あまり進んでいない」又は「ほとんど進んでいない」状況であり、区市町村により取組の充実度には差があるのが現状である
- また、東京には数多くの日本語教室や相談事業等を実施するNPO等の外国人支援団体があり、これらの団体の努力により、数多くの外国人に対する支援が行われてきた。しかし、規模が小さい団体も多く、東京における様々なニーズに対し、各団体が個別に対応するには限界がある。



◆ 多文化共生を推進する各主体の連携の強化

多文化共生の対象となる施策は教育・医療・福祉・労働・防災等多岐にわたるため、各分野に横串を刺し、連携を強め、より効果的・効率的な支援を行っていくよう、都・区市町村・区市国際交流協会、外国人支援団体相互の協働体制の

強化が不可欠である。

とりわけ、東京都国際交流委員会は、東京全体の国際交流の中核となる地域国際化協会として総務省から認定を受けている。今後、都における多文化共生推進の中心として、関係機関との連携・協働を一層強化し、多文化共生を推進する体制の充実を図ることが急務となっている。

3 世界をリードするグローバル都市実現のための「多文化共生推進指針」

(1) 基本目標

2020 年以降も東京が世界をリードするグローバル都市として発展を続けていくためには、日本人と外国人が共に活躍し、共に支え合う、新たな考え方に立った多文化共生社会の実現が不可欠である。この新たな多文化共生社会を実現するため、下記のとおり基本目標を定める。

<基本目標>

**多様性を都市づくりに活かし、
全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、
安心して暮らせる社会の実現**

基本目標で掲げた社会を実現するため、3つの施策目標を掲げ、取組を進めていくこととする。

この取組を進めるために、都は東京都国際交流委員会と緊密に連携し、区市町村の境界を越えた広域的な課題への取組や、区市町村単独では対応が困難な問題の解決に向けて積極的に取り組むとともに、区市町村、国際交流協会、外国人支援団体等に対するサポートを充実させていく。

(2) 施策目標

施策目標 1

日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備

東京で暮らす外国人が日本人と同様に能力を最大限発揮し、活躍できるよう、子供の教育支援等に着実に取り組む。

また、外国人ビジネスパーソン等の生活に関するサポートや外国人留学生等に対する就業・起業支援等を行い、外国人が東京で一層活躍できるよう環境を整備する。

さらに、外国人も住民の一人として地域社会に参加できるよう、地域活動やボランティア活動への参加を促進していく。

施策目標 2

全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実

東京で暮らす全ての外国人が安心して生活できるよう、教育・医療・防災等生活全般に関する多言語対応など情報提供の充実を図る。

さらに、東京での生活をより楽しみ、東京の一員として充実感を得られるよう、観光・芸術・文化・スポーツ情報等の発信に加え、地域における交流機会等を拡充していく。

施策目標 3

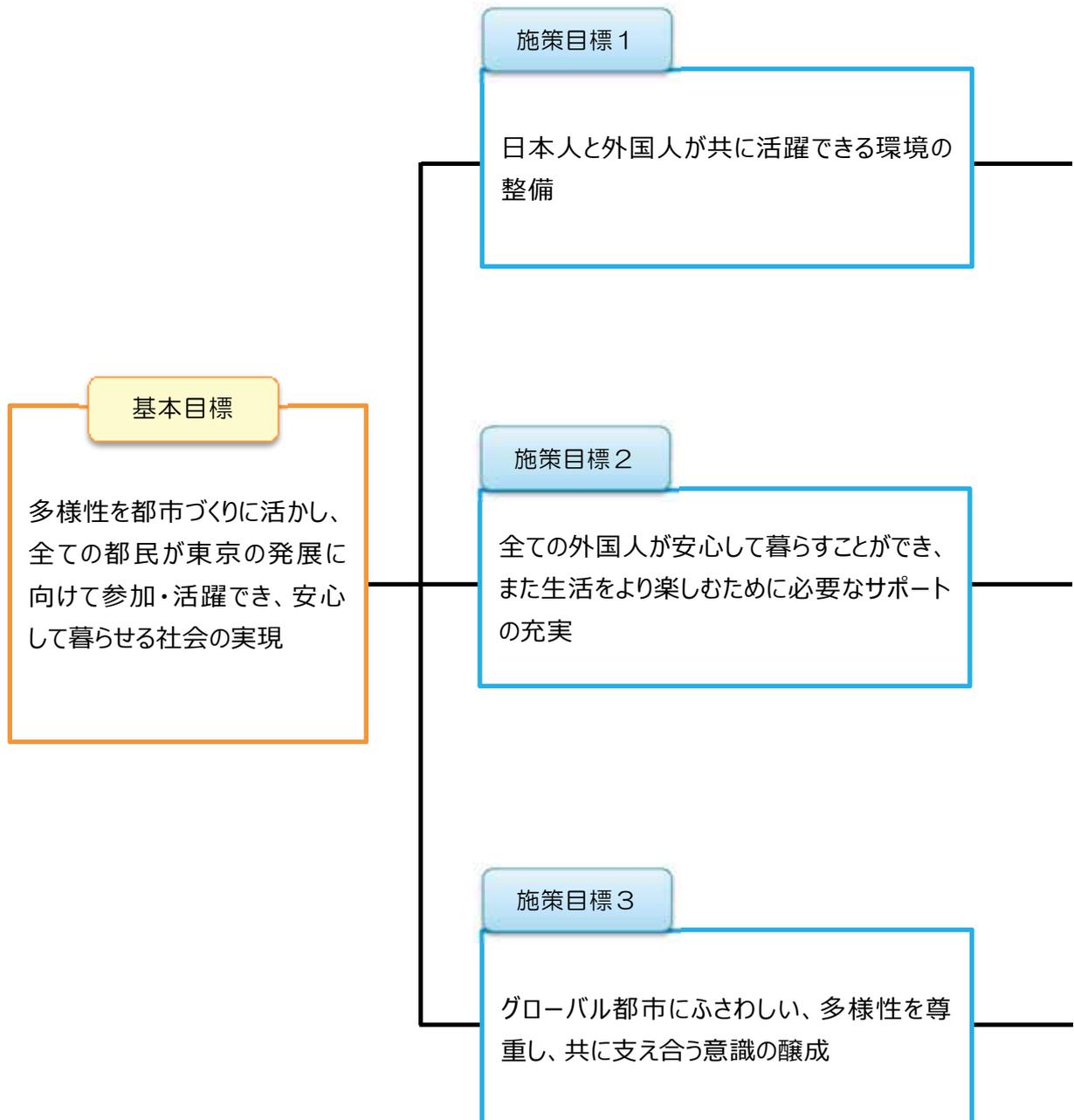
グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成

国籍や民族等の違いによる多様な文化・価値観に対し寛容な心を持ち、日本人と外国人が共に生活できる社会をつくるため、日本人・外国人双方に対し異文化の積極的な理解を促す取組を強化する。

加えて、東京で暮らす外国人に対し、日本のルールや習慣を理解するための取組を推進することで、日本人と外国人がお互いを尊重し、責任を自覚しながら、共に支え合っていく意識を醸成する。

(3) 施策の体系

多文化共生社会実現に向けた課題の解決を図るため、基本目標及び施策目標に基づき、施策全体を体系的に整理し、東京の特性を踏まえた上で、様々なニーズに合わせたより効果的な取組を実行していく。



施策の展開例

- 外国人の次世代育成
- 日本語学習支援の充実
- 留学生等外国人の就業・起業支援
- 外資系企業の東京進出支援
- 地域活動やボランティア等への参加促進

【安心した生活のための支援】

- 生活情報や防災情報等の一元的な提供
- 医療機関等における外国人対応等の強化
- 交通機関等の多言語対応の充実
- 母国と同等の教育を実施している教育機関の情報提供
- 区市町村の実施する外国人支援施策の充実支援

【より充実した生活のための支援】

- 東京の生活をより楽しむための情報提供
- 地域活動やボランティア等への参加促進 <再掲>

- 多様な価値観を受け入れる意識の醸成
- 人権尊重意識の醸成と国内外への発信
- 世界で活躍できる人材の育成に向けた教育の充実
- 日本人と外国人との交流の場の拡充

施策の展開例

施策目標 1

日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備

- 外国人の次世代育成

次の世代を担う在住外国人の子供は、東京において適切な教育を受けることで新たなグローバル人材となる。この世代への必要な支援を今行うことは、将来の大きな財産となり得る。

このため、都立新国際高校（仮称）の設置など外国人の受入れ拡大に向けた検討や、日本語指導に関する教員研修の実施など、公立学校における外国人の子供に対する教育の充実を図る。

また、外国籍の子供や外国にルーツを持つ日本国籍の子供に対し、高校や大学等に進むための学習に必要な日本語の支援等、将来のグローバル人材育成につながる取組を行う外国人支援団体等への支援を拡充する。

- 日本語学習支援の充実

外国人の生活にとって最大の壁は日本語である。日本語を学ぶ機会を充実させることは、外国人の活躍の舞台が広がるとともに、地域の担い手づくりにもつながる。都内では、区市町村や区市国際交流協会、外国人支援団体が、各地域でそれぞれのニーズやレベルに対応した日本語教室を実施している。これらの日本語教室の情報を多言語によりポータルサイトでより広く発信し、情報を入手しやすくすることで、日本語を学ぶ機会の拡大を図る。

- 留学生等外国人の就業・起業支援

東京で働くことを希望する留学生等の外国人は、日本と異なる文化的背景を有することや、出身国とのつながりなどを理由に、グローバル化やイノベーションを起こす人材として活躍が期待されている。このため東京での就職を希望する留学生等の外国人に就業・起業ノウハウを提供する。

また、外国人が企業等で活躍することでグローバル化に成功した事例や、文化・習慣等の違いから問題が生じた事例を企業等に紹介するなどにより、円滑な就業を後押しする。

- 外資系企業の東京進出支援

東京へのビジネス展開を考えている外資系企業のビジネスパーソンなどに対し、ビジネスコンシェルジュ東京等と連携し、東京における生活・ルールなど生活面の情報をウェブや冊子で多言語により紹介することにより、東京への進出や生活のスタートをサポートする。

- 地域活動やボランティア等への参加促進

外国人の地域社会への参加意識を醸成し、日本人と共に活躍できる環境をより充実させていく。

具体的には、企業や大学等との新たな連携により、通訳や翻訳など外国人の能力を活かしたボランティア活動や、日本語ができなくても参加できるボランティア活動などの情報を積極的に外国人に提供し、参加を促していく。

また、区市町村等と連携し、町会・自治会への加入の促進を図るなど、外国人が地域活動に住民の一人として参加できる環境づくりを進める。

施策目標 2

全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実

【安心した生活のための支援】

- 生活情報や防災情報等の一元的な提供

外国人が安心・安全に生活する上で、生活に関する情報や防災情報が容易に取得できる環境は重要である。

都や区市町村が個別に提供している生活情報や防災情報等を一元的に取得できるポータルサイトを立ち上げ、必要な情報が簡単に得られる環境を整備する。対応する言語については、東京で暮らす外国人の使用言語の割合が高い順に、できる限り多言語で対応できるよう取組を進めていくとともに、「やさしい日本語」での情報提供を推進する。

また、東京での生活をスタートする外国人に対し、区市町村と連携し、東京での生活のルールなどの情報も提供する。

- 医療機関等における外国人対応等の強化

外国人が安心して生活する上で、医療に関する情報が取得できることは重要である。外国人に対し、医療機関情報等について多言語対応の充実を図るとともに、それらの

情報を取得しやすい情報提供体制を整備する。また、都立病院等において多言語による診療体制を整備し、外国人が安心して医療を受けられる環境の充実を図る。

- 交通機関等の多言語対応の充実

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて不可欠な表示・標識等の多言語対応の強化・推進のため、国の関係行政機関、関係地方公共団体、関係機関、民間団体及び企業等が相互に連携・協働して取り組むことを目的として多言語対応協議会を設置している。

この協議会の取組を踏まえ、都としても交通機関や標識などの多言語対応を充実させる。

- 母国と同等の教育を実施している教育機関の情報提供

日本での生活が短期間となる赴任者の外国人の子供は、母国との教育制度の違いなどから、日本の公教育を受けた場合、帰国後、継続的な教育を受けるに当たって支障が生じる場合がある。

母国と同等の教育を日本でも望む外国人に対して、インターナショナルスクールなどの教育機関の情報提供を充実させる。

- 区市町村の実施する外国人支援施策の充実支援

外国人の状況は区市町村により違いがあり、それぞれ実施している施策の内容に差がある。都が中心となって区市町村間の情報共有や、外国人の視点を取り入れた支援策を検討するなど、都内における外国人支援施策の充実を図っていく。

また、都は区市町村の職員を中心として、言語・文化等の違いによって起こる多種多様な課題に対し、行政や外国人支援団体をはじめ様々な機関との連携・協働を進め、対応できる人材の育成を進める。

【より充実した生活のための支援】

- 東京の生活をより楽しむための情報提供

外国人が東京で活躍するためには、東京の生活を楽しむことも重要である。このことが東京のファンを作り、母国に東京の魅力を紹介してもらえる人材作りにもつながる。

このため、観光・芸術・文化・スポーツ等の生活をより楽しむ情報を、東京都国際交流委員会を通じて一元的に提供し、より快適で充実した生活が送れる環境を整備する。

- 地域活動やボランティア等への参加促進〈再掲〉

外国人の地域社会への参加意識を醸成し、日本人と共に活躍できる環境をより充実させていく。

具体的には、企業や大学等との新たな連携により、通訳や翻訳など外国人の能力を活かしたボランティア活動や、日本語ができなくても参加できるボランティア活動などの情報を積極的に外国人に提供し、参加を促していく。

また、区市町村等と連携し、町会・自治会への加入の促進を図るなど、外国人が地域活動に住民の一人として参加できる環境づくりを進める。

施策目標3

グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成

- 多様な価値観を受け入れる意識の醸成

日本人と外国人のお互いの文化や習慣などに対する理解不足は、誤解や偏見を生み、お互いの価値観を受け入れることができなくなる原因となる。

国民性や宗教観をはじめ、特別な配慮を必要とする様々な文化・習慣などを広く紹介するために、有識者等からの意見を取り入れ、内容や掲載ツールについての検討を進めていく。

また、日本で生活をスタートする外国人に対して、日本の文化・習慣をきちんと理解するための啓発を、ウェブや冊子等を活用して行っていく。

さらに、フォーラムやシンポジウムの開催により、都民への意識啓発の取組を行う国際交流協会や外国人支援団体への支援の更なる充実を図る。

- 人権尊重意識の醸成と国内外への発信

日本人と外国人がお互いを尊重する社会を築くためには、人種、皮膚の色、民族等の違いによるあらゆる差別を根絶する取組が必要である。

東京都人権施策推進指針に基づき、大規模キャンペーンを実施するとともに、啓発拠点を強化し、情報発信の充実を図る。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、東京の人権尊重の取組等を国内外へ発信する。

- 世界で活躍できる人材の育成に向けた教育の充実

異なる文化背景を有する人々と共に働き、世界で活躍できる人材を育成するためには、義務教育段階から学校教育として取り組むことが必要である。

東京都教育施策大綱等に基づき、小・中・高校を通じた「聞く」「話す」「読む」「書く」を身に付ける英語教育や、日本の伝統・文化を体験・理解する取組、JET プログラムによる外国人英語指導者など外国人との交流等を通じたコミュニケーション能力を育成する取組などを進め、世界で通用する「使える英語力」を身に付け、日本人としての自覚と誇りを有し、豊かな国際感覚をもって世界を舞台に活躍する人材を育成する。

- 日本人と外国人との交流の場の拡充

日本人と外国人が共に支え合う意識を醸成するため、大使館、企業、大学等の民間団体や区市町村、国際交流協会等様々な主体との連携・協働を進め、日本人と外国人双方向の異文化・世代間の交流につながる場を創出していく。

具体的には、従来行っている交流に加え、日本人と外国人が共に企画から運営までを担う交流イベント等先駆的で効果を挙げている取組を広げていく。

さらに、外国人の芸術文化活動への参加や体験機会の拡充などを通じて、外国人の社会参加や理解促進に取り組む芸術団体などに対し支援を行う。

(4) 多文化共生社会を実現するための各主体の役割

多文化共生推進の取組を着実に実現するには、行政、東京都国際交流委員会、区市国際交流協会、外国人支援団体等が、それぞれの役割を踏まえて相互に連携を図ることが必要不可欠である。

そこで、各主体の役割分担を明確にするとともに、推進体制の整備を進めていく。

① 行政、東京都国際交流委員会、区市国際交流協会、外国人支援団体の役割と推進するための基盤整備

ア 各主体の役割

● 都

都は、広域自治体として区市町村の取組を支援し、区市町村単独では対応が困難な課題等について取り組むとともに、都内の多文化共生に関わる様々な団体の連携・協働を推進する。

- 多様な主体が実施している多文化共生関係の取組についての情報を収集し、情報を必要とする人が容易に取得できる仕組みを構築する。
- 都民全体に多文化共生の意識が浸透するよう広域的な普及啓発を行う。
- 地域における外国人の多様なニーズにきめ細かく対応するため、区市町村等において教育・医療・福祉・労働・防災等多岐にわたる分野を包括的にコーディネートする専門人材を育成する。
- 大使館や外国人支援団体、有識者などから、外国人のニーズなどを収集し、施策に反映させる。

● 東京都国際交流委員会

東京都国際交流委員会は、今後とも都における多文化共生・国際交流事業推進の中核的な役割を果たすため、国際交流協会や外国人支援団体等の事業に対する支援やコーディネート機能を強化するとともに、団体間のネットワークの充実や協働の推進に取り組むことが必要である。

これらの取組を着実に進め、多文化共生社会を実現するため、組織基盤を強化する。

- **区市町村**

区市町村は、外国人に最も身近な行政機関であり、多文化共生の地域づくりにおいて最も重要な主体である。地域における外国人の現状を踏まえつつ、在住外国人を直接支援する主体として、的確に行政サービスを届けることができる体制を整備し、外国人が日本人と共に参加・活躍できる地域づくりを推進していくことが望まれる。

- **国際交流協会**

区市の国際交流協会は、都や区市町村、東京都国際交流委員会と連携し、多文化共生推進のために、多言語情報の提供、相談事業、外国人と日本人の交流事業など、各地域の課題やニーズに対応した取組を推進することが望まれる。

- **NPO等外国人支援団体**

多文化共生を推進する民間の支援団体は、外国人が抱える課題に対し、それぞれが持つ専門性を生かしたきめ細かい支援を行うとともに、地域活動等への積極的な参加を促すなど取組を積極的に展開している。今後、更に外国人と日本人が共に活躍できるサポートをする役割を担うことも期待される。

- **国**

国は、多文化共生社会の形成に向けた体制整備を進め、高度人材や留学生の受入れの促進や、安全・安心な社会の実現に向けた出入国管理の的確な対応を図るとともに、地方公共団体が取り組む様々な多文化共生施策に対して、関係省庁の緊密な連携のもと総合的なサポートを行うことが求められる。

イ 基盤整備

- **情報提供、相談機能の整備**

都における多文化共生推進の中核である東京都国際交流委員会を再構築し、情報提供や相談機能を整備するとともに、区市町村や国際交流協会、支援団体等関係機関との情報共有や連携により、東京における外国人の生活に関する総合的なサポート機能を強化する。

● トータルサポートを実施する基盤整備のための人材育成

外国人が地域の担い手として活躍できる環境をつくるためには、地域における外国人の多様なニーズなどにきめ細かく対応していく必要がある。そこで、都と国際交流委員会が主体となり、教育・医療・福祉・労働・防災等多岐にわたる分野の支援や様々な団体との連携を、区市町村等で包括的にコーディネートできる専門人材を、区市町村や国際交流協会などの職員を対象に育成していく。

② 都民や企業、教育機関など全員参加による多文化共生推進

多文化共生社会の実現には、上記のほか、都民や企業、教育機関も一体となった東京全体での取組も欠かせず、都民や企業、教育機関それぞれに期待される役割がある。

○ 都民

2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催都市である東京は、多様な文化、価値観、生活習慣等について理解し、尊重する都市であることが重要である。

そのためには、日本人・外国人共に全ての都民が、国籍・民族・宗教等の違いによる多様性を、寛容さを持って受け入れる意識を持つことが望まれる。

また東京で暮らす外国人は、日本の文化や習慣、ルール・マナーを理解して生活し、地域社会を担う重要な構成員として、日本人と共に活躍し、共に支え合うことが望まれる。

○ 企業

多様性が新たな創造を生み、イノベーションにつながるという認識の下、外国人を日本人と同様に企業活動を支える重要な人材と捉え、外国人留学生や定住外国人の採用・育成に努めるとともに、外国人の文化や習慣を尊重し、企業への適応を促進し、その能力を発揮できる環境整備に努めることが求められる。

また、外国人の活躍推進の取組を社会に向けて広く発信し、行政や大学等と連携し多様な社会づくりを推進することが期待される。

○ 大学等の教育研究機関

グローバル化を推進し、教育・研究の高度化を図り、魅力ある大学づくりを進めることで、外国人留学生の受入れを促進するとともに、留学生に対し教育研究や生

活に対する適切なサポートを更に充実させていくことが求められる。

また、行政や企業との協働により、留学生の卒業後の東京における就業を積極的に支援することが望まれる。

さらに、地域や企業等と連携して、留学生の地域社会への参画を進め、交流機会の確保を図るなど、多文化共生を推進する人材の育成に努めることも期待される。

○ 学校（小学校・中学校・高等学校）

日本語の理解が不十分な児童・生徒に対して、将来の東京の発展を支える人材として、言語面・学習指導面において、適切なサポートを充実させていくことが期待される。

また、オリンピック・パラリンピック教育などを通じて共生意識を醸成し、日本人と外国人が共に活躍する社会を創ることができるグローバル人材を育成することが求められる。

資料編

- ＜資料 1＞ 多文化共生推進に関するこれまでの取組
- ＜資料 2＞ 海外の自治体における多文化共生の取組状況
- ＜資料 3＞ 多文化共生の推進事業に関するアンケート
- ＜資料 4＞ 多文化共生推進検討委員会

<資料 1> 多文化共生推進に関するこれまでの取組

① 東京都の外国人施策について

都は、2001 年度から、日本人と外国人双方の委員で構成する「地域国際化推進検討委員会」を設置し、東京を外国人も住みやすく、活躍できるまちにするための課題について検討してきた。

また、都の地域国際化協会である東京都国際交流員会を通じて、生活情報の多言語提供や国際交流協会・支援団体とのネットワークづくりを推進するとともに、各局において、それぞれの所管の中で在住外国人を支援する事業を実施している。

<東京都が実施している主な事業>

情報の多言語化

- 外国人向けに日常生活に必要な行政手続や生活情報をまとめた生活ガイド・リビングインフォメーション（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、やさしい日本語）をホームページに掲載（東京都国際交流委員会）
- 東京都公式ホームページに外国語ページを設け、最新の都政情報を提供（英語、中国語、韓国・朝鮮語）（生活文化局）
- 外国語放送専門のFMラジオ局 Inter FMを利用して、医療、イベント、防災等の都政情報、健康に関する情報等を外国語で案内
番組名：T O K Y O C i t y i n f o r m a t i o n
使用言語：英語（生活文化局）

相談体制の整備

- 外国語専門の相談員を配置し、電話、来訪による都政や日常生活に関する相談に対応（英語、中国語、韓国・朝鮮語）（生活文化局）
- 区市国際交流協会の外国人相談窓口と専門家団体、在住外国人支援団体等との協働による外国人のためのリレー専門家相談会を開催（東京都国際交流委員会）
- ビジネスコンシェルジュ東京事業
外国企業の従業員やその家族に対するビジネス及び生活一般に係る相談（政策企画局）

教 育

- 都立国際高校、都立飛鳥高校、都立田柄高校、都立竹台高校、都立南葛飾高校、都立立川国際中等教育学校における在京外国人生徒募集枠の設定（教育庁）
- 都立高校入試案内パンフレット「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」の英語版・中国語版・韓国語版の作成及び配布（教育庁）
- 都立学校における外国人児童・生徒に対する日本語指導外部人材の派遣（教育庁）
- 外国人児童・生徒相談（中国語、英語、韓国・朝鮮語）の実施（教育相談、進路相談会等）（教育庁）
- 日本語指導が必要な外国人児童・生徒の実態の把握（教育庁）
- 日本語指導に関する教員研修の実施（教育庁）
- 区市町村教育委員会による小・中学校の日本語学級設置の認証（教育庁）
- 「たのしいがっこう（22言語対応）」、「日本語指導ハンドブック（その1）（その2）」など、日本語指導に活用できる教材等の作成・配布（教育庁）

労働環境

- 外国語による労働相談（産業労働局）
- 外国人労働者雇用マニュアル（外国語翻訳版）の作成（青少年・治安対策本部）

防 災

- 東京都防災（語学）ボランティア（生活文化局）
- 緊急時ポケットマニュアル（ヘルプカード）の発行（生活文化局）
- 外国人支援のための防災訓練（生活文化局）
- 防災ブック「東京防災」英語版、中国語版、韓国語版の作成（総務局）

医療・保健・福祉

- 外国語対応が可能な医療機関等の医療情報サービス（英語・中国語・ハンガール・タイ語・スペイン語）（福祉保健局）
- 医療機関向け救急時の電話による通訳サービス（英語・中国語・ハンガール・タイ語・スペイン語）（福祉保健局）
- 介護保険に関する英語版、中国語版、韓国語版パンフレットを発行（福祉保健局）
- 都立病院内における英語による院内表示や、通訳（ボランティアを含む）による診療時の対応や病院案内（病院経営本部）

地域社会に対する意識啓発

- 国際化市民フォーラム in TOKYO の開催（東京都国際交流委員会）
- リーフレット「外国人の人権」の配布（総務局）
- スポーツ団体と連携した啓発（試合会場での啓発映像上映、啓発冊子の配布等）（総務局）
- 映像「外国人の人権」（YouTube 人権部チャンネル）による啓発（総務局）
- 人権啓発イベント「ヒューマンライツ・フェスタ東京」による啓発（総務局）

地域における各主体の役割分担と連携

- 国際交流・協力 TOKYO 連絡会の開催（東京都国際交流委員会）
- 東京国際交流団体連絡会議の開催（東京都国際交流委員会）
- 都、区市町村、国際交流協会、外国人支援団体等による合同連絡会議の開催（生活文化局）

➤ 東京都長期ビジョン

2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」では、「世界一の都市・東京」を将来像として掲げ、史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現と、将来にわたる東京の持続的な発展の実現を基本目標として打ち出している。

本ビジョンでは、世界をリードするグローバル都市の実現のため、日本経済の機関車である東京が、世界で一番ビジネスのしやすい都市として、激化する国際的な都市間競争を勝ち抜き、日本経済の持続的成長を牽引することが必要としている。

また、アジア地域の業務統括拠点・研究開発拠点50社を含む外国企業500社以上を特区内に誘致することを政策目標としている。

今後の課題として、外国企業と国内企業の交流の場など、日本経済の活性化へと結びつける仕組みづくりや、外国人が暮らしやすい生活環境の整備を挙げている。

こうした観点からも外国人が活躍でき、かつ安心して暮らせる都市を創造するための多文化共生の推進は必要不可欠である。

➤ 東京都総合戦略

都は、2015年10月に『『東京と地方が共に栄える、真の地方創生』の実現を目指して～東京都総合戦略～』を策定した。

本総合戦略の中で、「首都・国際都市として更に発展し、日本経済を活性化」という視点を掲げている。

激化する国際的な都市間競争に打ち勝ち、今後とも世界をリードする国際都市として、また東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に更に発展していくため、特区制度を活用した外国企業の誘致や人材の受入れの促進、国際金融センター構想の実現といった成長戦略の推進、起業・創業の創出などに取り組んでいる。

これらの取組により、新たに東京に進出する外国企業の増加に伴い、より多くの外国人ビジネスパーソンとその家族が東京で暮らすことになる。

➤ **オリンピック憲章**

「オリンピック憲章」は、国際オリンピック委員会（IOC）によって採択されたオリンピズムの根本原則、規則、附属細則を成文化したもので、オリンピック・ムーブメントの組織、活動、運用の基準であり、かつオリンピック競技大会の開催の条件を定めるものである。

オリンピック憲章 オリンピズムの根本原則（抜粋）

- 4 スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。
- 6 このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出身やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

➤ **2020年に向けた東京都の取組 —大会後のレガシーを見据えて—**

オリンピック憲章ではオリンピック・レガシーに関して、国際オリンピック委員会（IOC）の使命と役割として「オリンピック競技大会のよい遺産を、開催国と開催都市に残すことを推進すること」と明記している。

IOCがレガシー（遺産）を憲章に加えたのは、2002年11月メキシコシティでの総会における決定を受け、翌2003年7月4日に発行された憲章からであり、以降開催立候補都市は、オリンピック・レガシーを考慮した提案が求められるようになった。

2015年12月、都は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーを見据えた、東京都の取組を公表した。大会を起爆剤として、成熟都市・東京を更に発展させ、ゆとりある真に豊かな都民生活を実現するための取組として、「オリンピック・パラリンピック教育を通じた人材育成と、多様性を尊重する共生社会づくりを進める」こととしている。

② 区市町村の外国人施策について

各区市町村は外国人人口、割合、国籍、在留資格等の特性に応じた施策を積極的に展開してきた。主に区市町村が担っている多文化共生関連施策は、以下のとおりである。（注）区市町村によって対応言語・実施状況は異なる。

◇ 行政サービス等に関する多言語情報の提供

区市町村のホームページを多言語に翻訳し、行政情報や地域の情報等を提供するとともに、区市町村に提出する各種申請書・届出書の多言語版や多言語による記入ガイドの作成などを実施

◇ 生活に関する案内等の多言語提供

国民健康保険の案内、小中学校への入学案内、ごみの分け方・出し方に関するガイドの配布等外国人が住民として生活する上で必要な情報を多言語で提供

◇ 外国人のための相談窓口の設置

外国人からの生活に関する相談に応じる窓口を設置し、通訳を配置して多言語で対応するとともに、弁護士・税理士等様々な分野の専門家による相談を実施

◇ 日本語教室の開催

日本語が話せずに困っている外国人に対し、地域で安定的な生活が送れるよう日本語学習の機会を提供。また、日本語学習を支援するボランティアの養成講座なども開催

◇ ボランティアの登録・派遣

日本語教室運営ボランティア、区市町村の窓口における通訳・翻訳ボランティア、国際交流事業の運営ボランティア等、外国人支援に関わる様々なボランティアの登録・派遣

◇ 外国人と日本人の交流事業

気軽に外国人と日本人がコミュニケーションをとり、お互いの文化への理解促進につながる交流の場として、多文化共生に関するイベントや国際交流サロン等を開催

③ 国の外国人施策について

外国人に関する政策については、「出入国管理に関する政策」と「入国した外国人の社会への定着に関する政策（社会統合政策）」に大別される。

現在、日本においては出入国管理政策上、受け入れた外国人の生活環境の整備は、地方公共団体が中心となって担うものという位置付けである。

ここ 10 年の国の外国人に関する施策については以下の通りである。

✚ 2005 年 第 3 次出入国管理基本計画【法務省】

専門的・技術的分野の外国人労働者は一層受け入れる一方で、人口減少時代への対応としては、単に量的に外国人労働者の受入れで補おうとすることは適切でないとしている。また、外国人が住みやすい環境づくりを進めていくためには、生活環境の問題等に適切に対処する必要があることから、労働、教育、福祉に係る支援施策等の連携が不可欠であり、そのために地方公共団体の取組等も参考に、国全体としての方策を検討していく必要があるとしている。

✚ 2006 年 地域における多文化共生推進プラン【総務省】

「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（2006 年）では、多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義付けをした。

報告書では外国人を地域で生活する住民と捉え、「コミュニケーション支援」と「生活支援」、そして地域社会の構成員として共に生きていくという観点から、「多文化共生の地域づくり」を提言し、これらの取組を実施するための「推進体制の整備」が必要であるとしている。

これを受け総務省は、都道府県及び政令指定都市に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を示した。

プランでは地域における多文化共生の意義として、「外国人住民の受入主体としての地域」、「外国人住民の人権保障」、「地域の活性化」、「住民の異文化理解力の向上」、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を挙げている。

さらに総務省は都道府県及び政令指定都市に対し、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定及びその実施を求め、さらに区市町村に対しても周知するよう求めた。

✚ 2006 年 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策【外国人労働者問

題関係省庁連絡会議】

我が国に滞在する外国人は、定住する傾向が強まるとともに、その家族も増加している。日本で働き、また生活する外国人について、我が国として、その処遇、生活環境等について一定の責任を負うべきものであり、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを受取り生活できるような環境を整備しなければならないとしている。今後この総合的対応策に基づき、各省庁において、緊密な連携・協力のもと、効果的な実施を図るとしている。

✚ 2008年 留学生 30万人計画【文部科学省・外務省他】

国はグローバル戦略展開の一環として、2020年を目途に留学生受入れ 30万人を目指す計画を発表した。大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた留学生を戦略的に獲得することが目的である。

そのために関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携し、情報発信の強化、国際化拠点大学の重点的育成、留学生の生活支援のほか、卒業・修了後の社会の受入れの推進のための就職支援や起業支援を実施するとしている。

✚ 2010年 第4次出入国管理基本計画【法務省】

我が国の社会が活力を維持しつつ、持続的に発展するとともに、アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から、積極的な外国人の受入施策を推進していくとしている。また、テロリストや犯罪者の入国を確実に水際で阻止し、また、依然として相当数存在する不法滞在者や今後増加が懸念される偽装滞在者対策等を強力に推進するとともに、法違反者の状況に配慮した適正な取り扱いを行っていく。さらに、国際社会の一員として、難民の適正かつ迅速な庇護を推進していくとしている。

✚ 2010年 日系定住外国人施策に関する基本指針【内閣府】

日本に在留するブラジル人、ペルー人を中心とした日系人及びその家族（以下「日系定住外国人」という。）は、1988年以降入国が急増し、一定の地域において多数居住するようになった。2008年秋以降の経済危機以降も、日本での暮らしが長期に及んだ者は定住を希望する傾向があり、国として日系定住外国人施策の基本的な考え方を示した指針を策定した。指針では「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを掲げ、5つの分野について今後取り組むまたは検討する事項が盛り込まれている。

✚ 2011年 日系定住外国人施策に関する行動計画【内閣府】

2010年に策定された基本指針を踏まえ、具体的な施策を取りまとめたものとして行動計画を策定した。3年間の計画期間として、日本語で生活できるための施策や子供を大切に育てていくための施策、安定して働くための施策、社会の中で困ったときのための施策、その他地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進や、在日ブラジル大使館、ベルー大使館等との連携強化等について盛り込んでいる。

✚ 2012年 新在留管理・住民基本台帳制度の開始【法務省】

在留管理制度が改正され、在留期間がこれまでの最長である3年から5年となった。また、氏名等の基本的身分事項や在留資格、在留期間が記載され、顔写真が貼付された在留カードが交付されることとなった。新しい在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止され、新たに外国人住民に係る住民基本台帳制度がスタートした。さらに、高度人材の受入れを促進するため、「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」を開始した。

✚ 2012年 「外国人との共生社会」実現検討会議【内閣府】

外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に関する諸問題について検討するため、2012年5月に関係府省庁の副大臣級による検討会議を設け、目指すべき外国人との共生社会のあり方や外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について検討を実施した。

中間的整理を8月に発表し、その中で当面の「外国人との共生社会に関する政策」の推進については、外国人との共生社会に関する政策を、出入国及び在留管理政策と調和させながら積極的に推進するとしている。

✚ 2014年 日系定住外国人施策の推進について【内閣府】

策定から3年が経過した「日系定住外国人施策に関する行動計画」を見直すに当たり、基本指針に記載されている内容も、日系定住外国人に関する状況の変化や課題を踏まえる必要があることから、基本指針、行動計画の双方を一本化した「日系定住外国人施策の推進について」を策定した。この取りまとめは、2014年4月から開始し、必要に応じ、開始後3年を目途に見直すこととしている。

✚ 2015年 第5次出入国管理基本計画【法務省】

本計画の基本方針として、我が国経済社会の活力をもたらす外国人を積極的に

受け入れていくこと、少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについて、幅広い観点から政府全体で検討をしていくこと、新たな技能実習制度を構築すること、受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していくこと、安心・安全な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者等への対策を強化していくこと等を示している。

<資料 2> 海外の自治体における多文化共生の取組状況

① インターカルチュラル・シティ

移住者や少数者によってもたらされる文化的多様性を、脅威ではなくむしろ好機と捉え、都市の活力や革新、創造、成長の源泉とする都市政策を進めるのが「インターカルチュラル・シティ」であり、2008 年から欧州評議会が欧州委員会とともに進めているプログラムである。

現在インターカルチュラル・シティ・プログラムに参加しているのは、オスロ（ノルウェー）、コペンハーゲン（デンマーク）、ベルリン市ノイケルン区（ドイツ）、ロンドン・ルイシャム区（イギリス）、レッジョ・エミリア（イタリア）、ヌーシャテル（スイス）などである。具体的活動としては、専門家による会員都市の政策評価、会員都市相互の施策、関連テーマに関するセミナーの開催などがある。

② ロンドン

ロンドンの人口は約 800 万人で、そのうち 37%が外国生まれである。2012 年オリンピック・パラリンピック競技大会のロンドン開催が決まったのは 2005 年であったが、ロンドン市長は、開催地選考において、ロンドンには世界が詰まっている（"the world in one city"）とダイバーシティ（多様性）をアピールした。

そして、開催地に選ばれると、ロンドン大会を誰もが楽しめる、歴史上最もアクセスしやすい大会にすることを約束した。ロンドン・オリンピック・パラリンピック組織委員会

（LOCOG）は 2008 年にダイバーシティ及びインクルージョン戦略を策定し、誰もが歓迎され、尊重されていると感じられる文化を創造することを目標に掲げ、そして、ダイバーシティ及びインクルージョン・ビジネス憲章を定め、LOCOG の雇用や調達において、マイノリティが不利にならないようにすることを目指した。

また、2010 年に、ロンドンで移民統合を進める欧州都市が参加する統合都市会議が開かれ、都市の多様性と平等の推進のために、政策形成、サービス提供、雇用、調達

の4分野での都市の責務を謳った「統合都市憲章」が策定され、ロンドン・ベルリン・ローマなど17都市が署名した。その後、署名都市は35都市に拡大した。

③ ロンドン（レイシャム地区）

市内のレイシャム地区で実施された「コミュニティビジネスサポートプログラム」は、マイノリティ住民へのビジネス支援サービスである。

まずコミュニティ組織から、継続してコミュニティのために働くことができると思われる人を推薦してもらい、その人にビジネス支援に特化した研修を受けてもらい、ビジネスアドバイザーを目指してもらい、研修を修了し資格を取得したビジネスアドバイザーは、マイノリティに対して必要な支援や助言を提供し、起業支援を通して社会への関わりを促した。

また、同地区では選挙で選出された若者代表が、年間3万ポンド（約450万円）の予算執行権を持つヤングメイヤーとなる事業がある。この事業は区長の提案により、若い世代の声を政策に反映させ、施策を効率的に実現することを目的に2004年から実施されている。

④ オスロ

オスロでは、国籍の有無にかかわらず、合法的に滞在している全ての移民の子供と、母国で初等教育を受けていない成人が義務教育の対象となる。これらの初等教育はノルウェー語で行われる。児童はティーチングアシスタントやバイリンガルの教員によるサポートを受けながら授業に参加し、10歳以上の児童はノルウェー語集中クラスを受講し、その後通常のクラスに編入するシステムとなっている。

また、オスロでは様々な事業を通して、語学研修事業を行っており、多くの事業は語学研修と就業支援とを結び付けたものである。例えばノルウェー語を学びながら、仕事に必要な単語を学んだり、実際に起業したりすることを体験するプログラムがある。

さらに、企業とのネットワークミーティング、高等教育機関との協定締結、リクルート企業との協働などにより、高等技能を持った移民と市内の企業とのマッチングを支援する「ジョブマッチオスロ」という施策を実施している。

⑤ ベルリン

ベルリン市のノイケルン区では、移民の背景を持つ住民の割合は約4割となっている。この地区において、行政や市民社会と分断されて生活し、貧困や失業などの問題を抱えている住民を対象に、「移民の女性による家庭訪問制度」という事業が実施された。

移民の背景を持つ家庭に生まれた子供の将来のチャンスを高め教育における成功を高めることが主な目標となっている。

この事業は移民に対する言語習得支援のほかに、親の教育能力の向上も事業の目標としていることと、家庭を直接訪問して支援を行うことが特徴となっている。この事業はベルリン市の他の地区にも波及し、更に外国の都市にまで拡大している。

⑥ ソウル

韓国では、在住外国人のための総合支援機関「ソウル・グローバルセンター」を設立・運営している。センターでは韓国人と同等の生活が送れるよう、10か国語（英語・日本語・中国語・ベトナム語等）で、住居・交通・教育・医療・金融などの生活相談に応じている。また、相談の他に自動車運転免許証の発給といった生活便利サービス、外国人投資家向けのビジネス支援、韓国語講座をはじめとする各種教育プログラムの実施までの業務を行っている。

また、「ソウル・グローバルセンター」はソウル市内にある様々な外国人支援センターの司令塔も務めていて、それぞれの機関と連携しながらソウルに住む外国人を多角的に支援している。中でも特定国家・民族の人々が集住するエリアには、「グローバルビレッジセンター」を設置していて、銀行、病院、薬局の利用などの生活支援情報提供、外国人のための文化講座など、よりきめ細かいサービスを提供している。

⑦ ニューヨーク

ニューヨーク市は非緊急の電話通報サービス「NYC 311」を2003年から提供している。このサービスは、180言語でアクセス可能なシステムで、NYC 311 オンラインや携帯用アプリケーション、フェイスブック、ツイッターなどによって、市民自らが市の情報やサービスにアクセスできる。

現在は非緊急通報電話に加え、オンラインで政府情報の提供や相談内容のデータベース化と公表を行っている。このシステムは市民が迅速かつ容易にニューヨーク市の情報やサービスにアクセスできるよう設定されており、2012年には国連公共サービス賞を受賞している。

参考文献：JIAM メールマガジン「多文化共生社会に向けて」 第82回
国際人流 2013. 12 移民統合をめぐる欧州都市のネットワーク
CLAIR メールマガジン 2013年6月配信
自治体国際化フォーラム Jul. 2008
CLAIR REPORT No. 404

＜資料3＞ 多文化共生の推進事業に関するアンケート

➤ 概要

(1) 調査方法

Eメールにて調査票を送付・返信（希望する対象には郵送にて調査票を送付・返信）

(2) 調査期間

平成27年7月6日～7月24日

(3) 調査対象及び回答数

区市町村 59件

国際交流協会 20件

外国人支援団体 37件

(4) アンケート調査結果の見方

①回答は全て百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、数値の合計が100.0%にならない場合がある。

②基数となる実数n（number of casesの略）は設問に対する回答団体数である。

③回答の比率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出した。したがって、複数回答の設問は、全ての比率を合計すると100.0%を超えることがある。

④統計数値を考察するに当たり、いくつかの選択肢をまとめて表現する場合など、“〇割”という表現を用いていることがある。その際の目安は概ね以下のとおりとしている。

例：40%台

表記	約4割(4割)	4割強	4割台半ば	5割弱	約5割(5割)
範囲	40.1～40.9% (40.0%)	41.0～ 42.4%	42.5～ 47.5%	47.6～ 49.0%	49.1～49.9% (50.0%)

➤ アンケート結果（概要）

(1) 多文化共生推進の取組状況（※区市町村のみ）

(2) 多文化共生推進への課題等

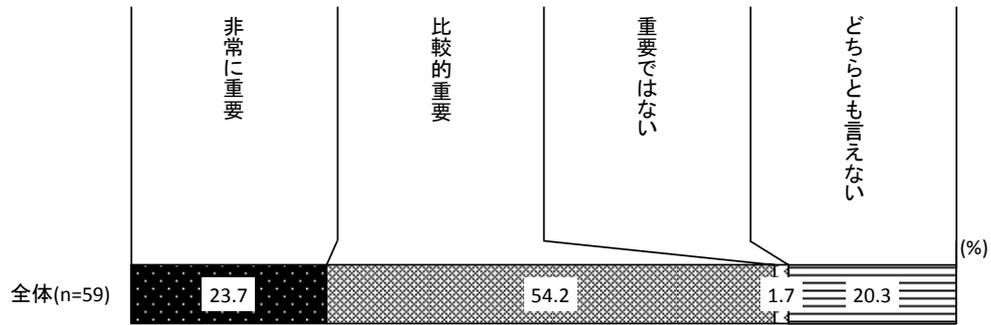
(3) 国や都（行政）に期待すること、取り組んで欲しいこと

(4) 東京都国際交流委員会に期待すること、取り組んで欲しいこと（※国際交流協会のみ）

(5) 自由意見

(1) 多文化共生推進の取組状況（区市町村）

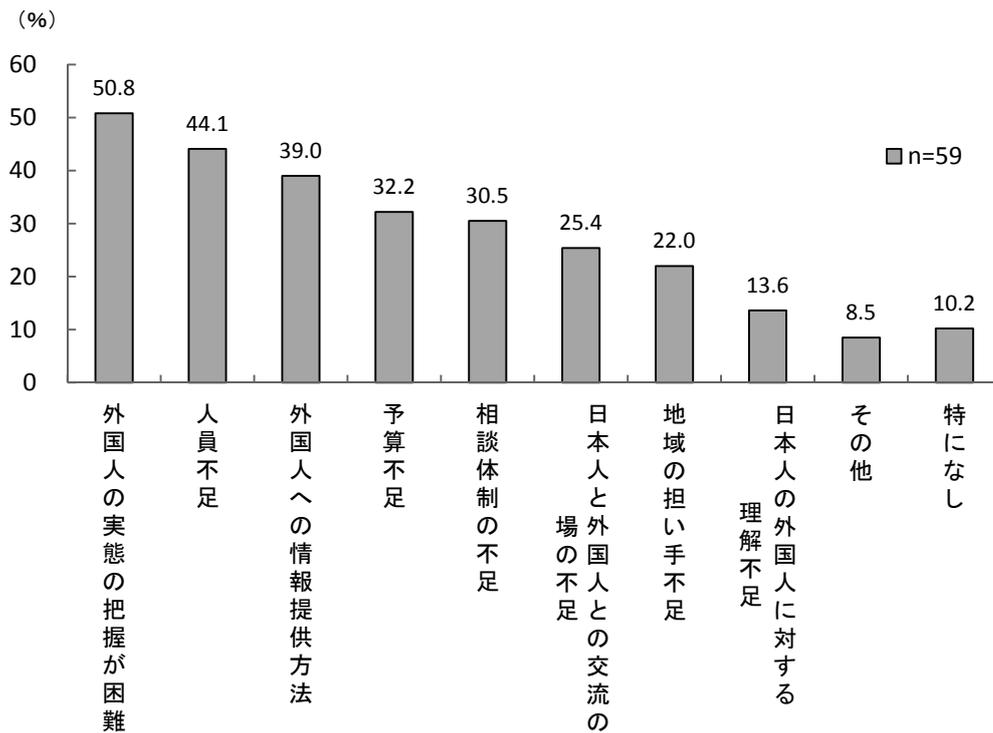
Q. 貴区市町村における多文化共生推進の取組の重要性についてお答えください。



(2) 多文化共生推進への課題等

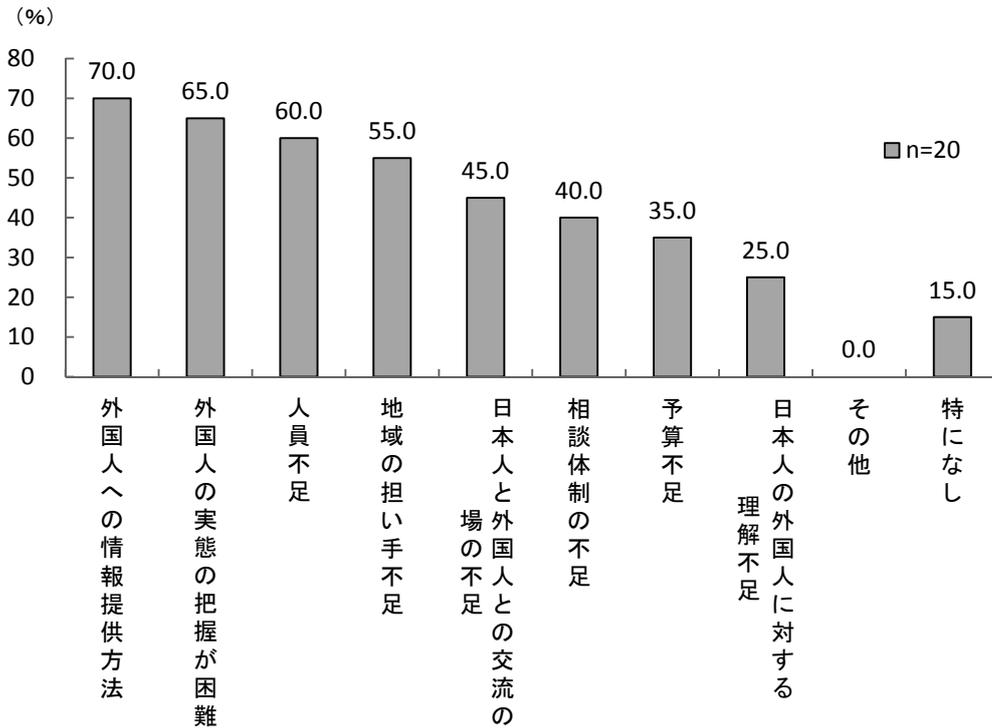
【区市町村】

Q. 貴区市町村として、現在課題だと感じていることをお答えください。（〇はいくつでも）



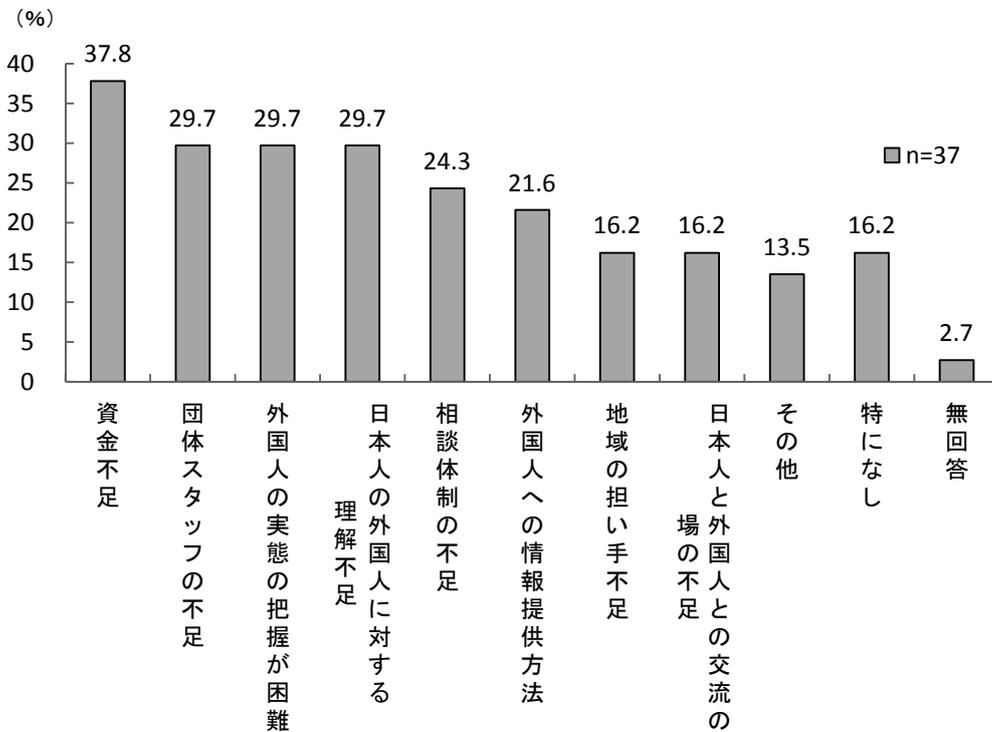
【国際交流協会】

Q. 貴協会として、現在課題だと感じていることをお答えください。(〇はいくつでも)



【外国人支援団体】

Q. 貴団体として、現在課題だと感じていることをお答えください。(〇はいくつでも)



(3) 国や都（行政）に期待すること、取り組んで欲しいこと

【区市町村】

Q. 国や都に期待すること、取り組んで欲しいことはありますか。（自由記述）

内 容
◇財政支援
<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体が取組む外国人支援に関する施策への補助金創設 ・国際姉妹都市提携への補助金交付や 外国人受入体制への支援（文化財、駅、おもてなしブースなどの多言語化、WIFI 整備）などへの補助 ・多文化共生施策への財政的な支援 ・国や都が、率先して取り組んで欲しい事業を示し、それに対する申請しやすい補助をお願いしたい。 ・国や都には、行政に対しての多文化共生事業に対する補助金を交付していただきたい。 ・市における外国人支援には予算・人員等の制限による限界があり、国や都に、地域に密着した在住外国人支援を更に充実させて欲しい。 ・事業費の補助 ・補助金の充実 ・国際交流協会に対する財政的支援
◇情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人が広く情報を入手できるように、対象を市内在住者に限定していないような各市の事業について、国や都の HP に掲載するなど情報提供に努めていただきたい。 ・多文化共生のプラン策定の先進事例である自治体の取組状況について、都主導で都下自治体に紹介していただけるような機会を設けて欲しい。 ・多文化共生の取組に対する情報提供 ・情報の共有 ・多言語での情報提供推進
◇役割、方向性等の明示
<ul style="list-style-type: none"> ・定住化・永住化する外国人に対する包括的な方針を国に示してもらいたい。日本語習得や社会適合をどう支援すべきか、国・都道府県・区市町村の役割分担、行政と民間の役割分担はどうすべきか、法による明文化が必要 ・都と区市町村との役割の明確化 ・国：施策を打ち出して 10 年近くが経つが、その後の施策の動きは大きく見えない。他国の事例や環境変化を踏まえて、国の施策の今後の方向性を示されてもよい頃かと思う。 都：都における課題と推進の目的を明らかにし、区市町村との関係を重視して指針を作成していただきたい。
◇医療・専門的通訳
<ul style="list-style-type: none"> ・広域の医療通訳ボランティア制度の仕組み作り ・通訳ボランティア組織のブロック毎への配置。医療をはじめ通訳に関する問合せがあるが、自治体単位で専門通訳ボランティア組織を設立するのは難しく、広域で活用できる制度を望む。 ・広域通訳者、専門的な通訳派遣等、単独の区市町村では対応が難しい広域課題への対応
◇その他
<ul style="list-style-type: none"> ・定住外国人が増える中で、日本語ボランティア教室の重要性が高まっているため、国や都でも「日本語を

教えるボランティアの養成講座」や「低所得者に向けた日本語教育」などの外国人の日本語教育支援に多文化共生施策として力を入れて取り組んで欲しい。

- ・どの区市町村でも使用できる汎用性の高い情報提供ツールの作成（多言語（またはやさしい日本語）による）

- ・地域で開催する語学講座や国際交流イベントへの講師派遣や経費助成を検討していただくと、地域住民の語学力の向上及び交流事業にも広がりが出ると思う。

- ・国際交流関連の団体・ボランティアへの人的・金銭的補助や支援

- ・担当職員だけでなく一般職員に向けた多文化共生の講演会開催

- ・合同連絡会議を、情報交換だけでなく、具体的な施策展開につなげる会議として欲しい。

- ・各地域の国際交流協会の連携の支援

- ・専門職員派遣や島への案内（多言語標記のもの）を制作、配布してもらいたい。独自のみでは限界があるため。

- ・外国語表示基準の作成。それをホームページで公開していただきたい。現状、印刷兼翻訳が一緒になって頼んでいる部署が多く、同じ課内でも異なる業者を使っているため、その業者の翻訳によって翻訳が異なり、翻訳された用語等はバラバラになっているからである。それと外国語のページの情報の充実も願いたい。現状、知りたい情報にたどり着けない外国語のホームページもあるからである。国や都がきちんとした外国語対応のページがあるならば、外国人にとって的確な情報収集がしやすくなるし、また、翻訳や通訳にとっても参考になる。

【国際交流協会】

Q. 国や都に期待すること、取り組んで欲しいことはありますか。（自由記述）

内 容
◇役割、方向性等の明示
<ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人に関する総合的な政策を立て取り組んで欲しい。 ・東京都は、多文化共生や国際化について、行政計画を策定し、計画的に施策の充実を進めて欲しい。計画の中には、各区市町村単位ではなかなか取り組めない、広域的施策や情報交換の場を充実させて欲しい。 ・外国人の受け入れについて明確なビジョンを示してもらいたい。外国人を受け入れる以上は、制度を整備し、親子の日本語学習支援や、児童生徒の学習支援など、サポート体制を整える必要がある。 ・オリンピック、パラリンピックにおける各市国際交流団体への期待の明確化。必要であれば、そのための議論の場を設けること。
◇ボランティア支援
<ul style="list-style-type: none"> ・語学ボランティア活動に対する公的支援 ・通訳・翻訳ボランティアに対する専門的研修機会の充実
◇その他
<ul style="list-style-type: none"> ・東京 2020 年オリンピック、パラリンピックを開催するに当たって外国人の訪問が増えることが予想される。都内区市町村及び東京都、国が連携してその対応に取り組んでいくことが求められる。 ・地域で開催する語学講座や国際交流イベントへの講師派遣や経費助成を検討していただくと、地域住民の語学力の向上及び交流事業にも広がりが出ると思います。 ・外国人も住民であるという視点から、あらゆる分野と協力できる仕組みづくりについて検討して欲しい。

- ・子供の英語教育を今の学年よりも下げて、できれば小学校 1 年からきちんとすべきではないかと思えます。
- ・来日外国人への一定期間の日本語学習、外国籍児童・生徒に対する学習支援の義務化
- ・外国人対象の防災訓練の参加案内をいただくが、訓練開始時刻が早朝になっており、多摩地域から外国人に参加してもらうには時間的に早すぎる。また、当協会でも外国人を対象とした防災訓練を行っているが、炊き出し大会や都内ツアーと抱き合わせで実施しないと、外国人はなかなか参加してくれない。防災は地域活動の入口でもあるので、外国人が参加しやすいモデルを検討してほしい。
- ・医療通訳の資格

【外国人支援団体】

Q. 東京都など行政に期待すること、取り組んで欲しいことはありますか。（自由記述）

内 容
◇財政支援
<ul style="list-style-type: none"> ・小さな日本語教室でも応募できるような助成金を提供していただきたい。 ・活動資金が足りない。渡し切りの助成金等を考えて欲しい。 ・個別の団体の活動に対して補助金制度はあるが、手続きが面倒で、とても利用する気になれない。
◇情報提供、実態把握
<ul style="list-style-type: none"> ・近隣等の他の国際交流団体との交流をしたい。他の団体の情報提供をして欲しい。 ・学習者及び家族から進学について相談されることがあるが、どう対応してよいか正直わからない。どこへ問い合わせるべきかなど細かにアナウンスして欲しい。他には不就学児童が来た場合、どこへ相談すればよかわからない。就学についての問合せ先を知りたい。 ・外国にルーツを持つ子供たちの実態を把握し、公表して欲しい。特に、外国にルーツを持つ子供たちの高校進学者数、進学率などの調査を実施し、東京都における外国にルーツを持つ子供たちの入試制度見直しに反映して欲しい。 ・来日して、情報提供の体制が整っていないため、長期に渡って学ぶ場が見つけれられない子供たちがいる。情報提供体制、学ぶ場の確保などを進めて欲しい。 ・都は都として、区は区として、それぞれのお立場で何ができるかを考え、取り組んでいただきたいと思うが、その前にまず、「現場」の見学や在住外国人との懇談等に力を入れていただきたい。 ・日本語ボランティア活動の状況を肌で触れてください。多文化共生に向けた草の根活動が把握できません。
◇役割、方向性等の明示
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都に対しては、ぜひとも都としての多文化共生推進プランを策定し、基礎的自治体に対しても同様のプラン策定の支援を行っていただきたい。特に、外国人児童生徒に対する総合的な支援をお願いしたい。
◇医療・専門的通訳
<ul style="list-style-type: none"> ・総合的、総括的な相談場所があっても、個々の問題（たとえば、医療通訳、付添いなど）には対応していない。 ・専門的な医療通訳を利用することのメリットを地域の医療機関と外国人住民に伝える仕組みづくり。
◇場所の確保など
<ul style="list-style-type: none"> ・地域日本語教室に対して、場所の確保と会場費の軽減をぜひ実現させて欲しい。

- ・区内の日本語教室は 200 名以上の学習者を支援しているが、いずれの団体も会場の確保が困難であり高い会場費を学習者に負担してもらっているところもある。生活の基本である日本語習得に関する支援活動に理解と協力をお願いしたいです。まず、会場の優先的確保と安価な貸出をお願いします。
- ・日本語教室の会場確保が困難・煩雑。優先的な貸出を 20 年以上希望しているが実現しない。
- ・日本語教室の場所の確保は、区にお願いしている。行政が場所を自動的に、無料で準備してくれるようになれば本当に助かるのだが、区のボランティア教室は全てが自主活動なので、区は積極的に関与しようとしな。財政的にも、学習者からは安い月会費を集めて運営しているが、ギリギリである。ボランティアは全て自前で交通費も出ない。これでいいのかと疑問に思う。ただ、教室のボランティアの補充については、数年前から区が養成講座を開講してくれたので、とても助かっている。
- ・教室場所の確保・無料化を、区などの自治体任せにせず、都から各自治体に補助金を出して、実現して欲しい。
- ・ボランティアの日本語教室への対応について、区によってずいぶん差がある。同じ東京都の中で同じ活動をしながら、教室確保さえままならない教室があるかと思えば、区（やその支援）で研修が行われていたりする例もあることは疑問である。それぞれの教室の個性も活かしながら、教室確保の上で便宜を図る、学習者への広報のサポートをするといった最低限のバックアップはどの区(市)でも行われるようになって欲しい。
- ・教室開催に当たって、会場を確保する際に支援して欲しい。ボランティア団体に優先的に地元のコミュニティーセンターの会場を使用できるようにして欲しい。

◇教育・就労支援

- ・学齢超過（15 歳以上）の母国で 9 年間の基礎教育を終えて来日した子供たちは、中学校に受け入れてもらえず、学びの場や居場所がない。当団体は、10 年にわたりこうした子供たちを高校につなげてきた。2012 年から学齢超過生も文部科学省の拠出を受けた国際移住機関（IOM）「定住外国人の子供の就学支援事業」の対象となり、当団体も同事業を受託してきた。しかし 2015 年 2 月に同事業が終了し、本年度から開始した後継事業の受託については自治体との連携が必要である。一方、学齢超過の子供たちは中学校にも高校にも属していないため、そもそも東京都に担当部署がなく、東京都との連携は非常に難しい状況である。当団体の子供たちは日本に定住していく子供たちがほとんどである。日本の高校進学率が 98%を超える中、高校に進学できなければ、将来の選択肢は非常に限られてしまう。ぜひ東京都には、こうした子供たちの学ぶ権利が保障されていない状況を鑑みて、早急に支援体制を整備していただきたい。
- ・来日後、日本で学校教育を受けた子供たちは、多言語、多文化な多様性あふれる人材として育ちつつある。こうした若者が社会で活躍できるように就労等の施策や援助を考えて欲しい。
- ・特に子供の教育や子育てに関する事項や医療について十分な予算措置を行い、ボランティア人材に任せることなく専門家による支援拠点を複数設置すべきです。問題は人材の不足ではなく、人材を配置するための予算の不足だと感じています。
- ・日本の英語教育が、高校、大学試験のためでない、人と話していく力を育む教育に変わるべきと考えます。また、小さい頃から自分の考えを相手に話すことができる環境創りが大切です。どんな人材を日本は育てていきたいかという原点から、今の学校教育の在り方を考え直すことも重要だと思います。

◇ボランティアの活躍支援

- ・現在、地域の日本語教育の 5 2 %は、ボランティアが担っているという。そのボランティアも、都内にはプロ同様の知識を持ち、長い経験を積んだ人が多数活動している。各ボランティア団体が地域で活動しやすいように、もう少し組織化できないだろうか。外国人に共通語としての日本語を学んでもらうことは、まさに日本文化を理解してもらうことに他ならない。都には、「オリンピックに向けて」などでなく、もっと長期的な目で、長

寿社会の多文化共生を考えていただきたい、と切に願っている。

・日本語ボランティアは、少なくとも週に 1 回、近隣の外国籍住民と関わり、お互いの状況もある程度わかり、信頼関係を結んでいる。この関係を、防災問題などにぜひ役立てて欲しい。また、オリンピックに向けて謳っている「おもてなし」は日本語ボランティアが日頃実践していることなので、地域の日本語ボランティアの力を活用して欲しい。

◇その他

・多文化共生についての研修会を実施して欲しい。出来れば三多摩地区で。

・各駅に外国人対応のインフォメーションセンターの設置

・外国人は高校進学がとても大変です。外国人児童生徒に対する日本語支援と教科支援を強化して、外国人でも都立高校に入れるように（現状は定時制入学が多い）教育行政の改善をお願いします。

・東京都は他の地域と異なり在住外国人はいろいろな面で多様化し、特にアジア圏の人が増加しています。それだけに多文化共生社会に突入した東京都は多くの課題を抱えています。

① 多文化共生に対する都民の意識もまだまだです。地域住民が納得し多文化共生社会を推進できることが基本と考えます。

② “日本語を母語としない子供たち”にとって、言葉の問題は特に教育現場では切実です。彼らへの支援は待ったなしです。彼らは東京都の宝です。

③ 日常生活の場は情報の多言語化には限界があり、日本語でのコミュニケーションが不可欠です。地域社会が安心・安全な環境を推進していく上でも“日本語を母語としない人”に日本語学習の機会を一層広める必要があります。

④ “日本語を母語としない人たち”を意識し、多言語化の限界を越えて、分かり易くやさしい日本語で情報収集と情報発信を行う事も重要と考えます。

これらの課題解決に向けた取組を行う機関・組織・システムを設けて、実効性のある行動を期待します。

・多くの人の意識が高まるように、課題や問題についての告知を積極的に行ってください。

・日本語教室で学んだ各国の人々がオリンピック、パラリンピックが開催される時に、母国の選手あるいは来日する観客のためにボランティア通訳として積極的に活躍できるようなシステム作りや登録制度、活動内容の講座などを充実させて欲しい。

・文化庁研修の「地域日本語教育コーディネーター」を、東京都が各区に準公務員として配置し、地域の日本語教育の便宜・活性化を図って欲しい。

・各自治体により外国人への対応が異なる場合が多く、行政機関への多文化共生意識の周知徹底が必要です。

・個々のグループでは難しいような、外国人が参加できるような行事の企画。ただし、善良な外国人の参加を望む。（例えば防災訓練）

・連絡会という集まりの案内がしばしば来ます。参加している団体のその地域での問題の紹介に終始し、東京都の情報収集の場でしかないので、出席する意味がありません。

(4) 東京都国際交流委員会に期待すること、取り組んで欲しいこと（国際交流協会）

Q. 東京都国際交流委員会に期待すること、取り組んで欲しいことはありますか。（自由記述）

内 容
<p>◇情報共有・連携支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地区の自治体の国際交流機関との連携を図りたいので、その調整や仕切りをお願いしたい。 ・他の国際交流協会とスムーズに連携できるように、お互いが知り合う機会を作って欲しい。 ・（現在もすでに開催していただいておりますが、）他自治体、国際交流協会等との情報共有の場を御提供いただくことは、当協会の事業を検討する上で参考になります。
<p>◇体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局体制の拡大強化・法人化。 ・委員会の事務局体制を充実していただき、多文化共生についての研修会や講座を拡充していただければありがたい。
<p>◇サイトでの情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内の国際交流団体のイベントなど一目でわかるサイトなどがあるといい。 ・ポータルサイトの充実
<p>◇その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発や人材育成のための講座の開催など地域活動へのきっかけづくり ・医療通訳ボランティアシステムの確立 ・各区市の交流協会及び活動団体への多面的な支援策の充実 ・国際交流の活動母体は市町村によって大きく異なります。団体組織の大小、運営組織形態（財団法人か否か等）、補助金の多寡・・・。当市のような人不足、予算不足という制約の中で活動している実態に対して、都の委員会として援助できることがあれば提案や指導をいただきたい。実のところ、従前の活動を行うのも精一杯であるのが実態です。 ・外国人の子供の教育に関する支援。予算面、広報面。例えば多言語高校進学ガイダンスの予算や広報の支援。（都立高校入試制度が大きく変わったが、ガイドブックの改訂（8言語への翻訳を含む）は予算がなく、できそうにありません。） ・多文化共生社会に向けて、都民の国際理解促進のプログラムの必要性を感じている。誤った歴史認識や知識が差別やいじめを生む。そういうことのないように相互理解のための学習が必要である。 <p>外国人相談会は、東京外国人支援ネットワークが機能し成果を上げていると実感している。このことに加え、喫緊の課題は児童・生徒への日本語・学習支援である。児童・生徒への教育の機会を早ければ早いほど効果的である。行政と学校が連携して対応する必要がある。特に中学 2 年～3 年で連れて来られた場合、高校受験は困難をきわめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進を所管する担当部署を庁内に設置し指導・支援を期待したい。

(5) 自由意見

【区市町村】

Q. ご意見等ございましたらご自由にお書きください。(自由記述)

内容
<ul style="list-style-type: none">・2020年のオリンピック・パラリンピックを契機として、多文化共生を推進していきたい。・現在、本区において、多文化共生に関する施策の担当は交流促進課となっており、組織の人員は7名であるが、主となる業務は都市交流の分野であるため、多文化共生を推進するための体制が構築されているとはいえない。今後は、多文化共生を主務とする組織や人員の整備が必要と考えている。・国際交流協会などへの補助金はあるように思いますが、当市のような形態をとっている行政に対する補助金がありません。生活ガイドブック作成などに対する補助金の申請ができるようにしていただくか、補助金の新設を希望します。・人員体制、他業務との兼ね合いから、取組が自治体裁量に任されると優先度が低くなりがちであるため、具体的な事業展開等の目標・方針を示していただいた方が、取り組みやすいと思われる。・都において、多文化共生社会が必要である理由が、どの行政課題の解決のためなのかを明らかにする必要がありますと感じます。また指針の作成によって都道府県と区市町村との関係も議論されるものと思いますが、スケジュールを見ると、全4回で作成されるというのは、やや一方的な感じもあります。・東京都からみた多摩エリア自治体の望ましい姿（自治体の国際交流や海外ビジネス）があれば示して欲しい。

【国際交流協会】

Q. ご意見等ございましたらご自由にお書きください。(自由記述)

内容
<ul style="list-style-type: none">・2020年の東京オリンピックを控え、日本が外国人を迎え入れることに、注目が集まっている。多文化共生推進にとっては大きなチャンスであり、国際協会の果たす役割は大きくなるに違いない。東京都や国の大きな枠組みでの支援を期待している。・当協会にとっては、多文化共生事業の推進に当たり、外国人への実態把握等、今後の施策展開のためには、行政の関わりが何よりも重要なことだと考えています。・「多文化共生」は、言語面などの支援対象者としての外国人と、言葉も含めて不自由なく暮らしている外国人とは分けて考えるべきではないかと思う。不自由なく生活している外国人は、コミュニティの中で「外国人」として位置付けられることが、不本意なのではないかと思う。オリンピックで来日する外国人は「お客さま」として「おもてなし」の対象であるが、今後日本で不自由なく生活している外国人が増えていくと、「移民社会」としての対応を考えなくてはならないと思う。・現状は、市町村に依って活動には格差があります。オリンピック、パラリンピック開催も競技地か否かで差があります。こういったアンケートで期待するものは何でしょうか？・・・それを知りたいと考えます。多文化共生推進指針（仮称）というものを策定されても、我々の運営環境下では重荷となることしか想像できません。・本件の各設問について、その趣旨を記載し、何を聞き出したいのか明確にして欲しい。質問も回答しやすい表現にさせていただくと有り難い。

【外国人支援団体】

Q. ご意見等ございましたらご自由にお書きください。(自由記述)

内 容
<ul style="list-style-type: none">・東京都が中心になって、在住外国人も日本人も生き生きと暮らす、「国際都市」をつくっていただきたい。・東京都が庁内体制を整備し、この課題に取り組み始めたことを心強く思います。都内にはこの課題に対しそれなりに活動している団体があるものの、そうした団体のハブになる組織が見当たらなかったため、ぜひ他県の地域国際化協会を超える役割を、これから整備していただきたいと願っています。・一つのボランティアグループの出来る事は、あくまで草の根での人的つながりの強化。行政は、もう少し大きなくりで、外国人と日本人がお互いに理解しあい、相手を尊重しあえるような場を考えて欲しい。親の都合で連れてこられた子供達が「日本語ができない」為に、落伍者とならないような仕組みを考えて欲しい。・外国人支援に関わる業界では、西日本（愛知など）の先進地域に比べ、東側、特に東京都の対応の遅れが指摘されています。外国人や外国につながる子供・若者、その家族の日本への定住・永住志向は高まり続けており、また、これまで日系中南米人に人口が偏っていた西側の地域でも、フィリピンや中国などから人が流入し、国籍・言語などは全国的に多様化しています。この点に置いて、以前より世界各国から外国人が集まる多文化都市東京が、全国に先駆けて発信できるモデルを作ることができると確信しています。・介護や看護、その他の労働力を海外からの人材に求めるのではなく、すでに日本に住む外国人に対して多くを期待し、仕事の機会を積極的に提供していただきたい。・日本語ボランティアの活動、実態をよく知って、その活動に協力、支援し、そして日本語ボランティアと連携、そして活用してもらいたい。・外国人定住者で経済的困難者に対するバス旅行等の行事設定ボランティア団体に対する助成活動を拡大して欲しい。・ボランティア日本語教室にご理解とご協力をお願いします。24年間、活動を続けています。コミュニティ財団は良くしてくださっていますが、会場に関する状況が改善されません。よろしくお願いいたします。・在日外国人へ情報提供するためのメディアがないのが悩みです。インターネットで検索しない限り、外国人が自由に地元の情報を入手する手段がない。逆に言えば、ボランティア団体が広く情報提供など、知らせることができない。・このアンケートを制作された方たちが想定されている問題は、全てあります。しかし、問題は個々人でちがうし、日本人と変わらないことが多いです。私たちと出会えない人に、問題があると思います。このようなアンケートは、交流協会などに登録している日本語支援以外の団体にも実施したほうが良いと思います。・アンケートに答えるのが外国人の生活活動の実態を捉えていないと難しいと感じた。・本アンケートを正確に実施記入するには質問内容に沿った情報収集が必要です。当クラスではそのような情報収集は実施しておりません。・本教室は、日本語授業を通して言語の習得と地域との交流を目指しています。学習者のプライベートに関わることは授業の中の会話で出てくるかもしれませんが、重要事項以外はスタッフと職員で情報を共有することはありません。プライベートに関わる質問は回答不可能でした。

＜資料４＞ 多文化共生推進検討委員会

➤ 多文化共生推進検討委員会設置要綱

平成13年6月15日
13生文振国第147号
生活文化局長決定
改正 平成18年3月31日
17生文振事第603号
改正 平成19年3月30日
18生都管法第1714号
改正 平成22年7月9日
22生文総総第825号
改正 平成27年7月1日
27生都地第682号

（設置目的）

第1 外国人もより住みやすく、活躍できるまちにするための重要な課題について具体的に検討するため、多文化共生推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2 委員会は、生活文化局長の諮問に応じて、外国人に係る東京都の施策の推進に関する事項について検討し、同局長に助言する。

（構成）

第3 委員会は、外国人及び日本人の学識経験者、N G O等から、生活文化局長が依頼する20人以内の委員で構成する。

（委員任期）

第4 委員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

（委員長及び副委員長）

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議等）

第6 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会を招集するときは、各委員に対して、委員会の日時、場所、議題及びその他必要な事項をあらかじめ通知する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由の場合は、この限りではない。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（公開等）

第7 委員会は公開で行うものとする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

2 委員会の会議録は、原則として公開する。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、生活文化局都民生活部において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、生活文化局長が定める。

附則

この要綱は、平成13年6月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

➤ 2015（平成 27）年度 多文化共生推進検討委員会委員名簿

（五十音順、敬称略）

氏 名	現 職
あさおか ひでお 浅岡 秀夫	八王子市市民活動推進部多文化共生推進課長
いしわた あきら 石綿 晃	公益財団法人目黒区国際交流協会事務局長
きしもと まさとし 岸本 正寿	国際交流のおみこしを担ぐ会 広報担当
きむ そんじょん 金 瑄廷	留学生
すずき あきひこ 鈴木 昭彦	一般社団法人 OCNet 代表理事
すずき やすし 鈴木 靖	新宿区地域文化部多文化共生推進課長
たん まうらに 丹 マウラニ	通訳・翻訳業
はせべ みか 長谷部 美佳	東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター特任講師
ひろせ ひろみ 広瀬 公巳	NHK解説委員
みよし かつのり 三好 勝則	アーツカウンシル東京 機構長
もりた まさと 森田 昌仁	J P モルガン証券株式会社 人事部アソシエイト
やすだ きょうこ 安田 恭子	中央区文化・国際交流振興協会 ボランティア
やまざき まさよ 山崎 雅代	株式会社ローソン コミュニケーション本部 社長室
やまわき けいぞう 山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授
るっくまん ごちえ ルックマン ゴチエ	電通ダイバーシティ・ラボ
わん ふいぢん 王 慧權	認定NPO法人多文化共生センター東京 理事・顧問

➤ 多文化共生推進検討委員会開催実績

【第1回】

開催日：2015（平成27）年7月9日

議 事：「多文化共生社会推進のための指針について」

【第2回】

開催日：2015（平成27）年9月8日

議 事：「東京都の多文化共生推進における課題及び施策目標（案）について」

【第3回】

開催日：2015（平成27）年11月5日

議 事：「多文化共生推進指針（仮称）の素案策定に向けた検討について」

【第4回】

開催日：2015（平成27）年12月21日

議 事：「多文化共生推進指針（仮称）の素案について」

【第5回】

開催日：2016（平成28）年2月16日

議 事：「答申について」

